

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、安斎委員、松田委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。秋元委員が松田委員に、吹田委員が安斎委員に、川畑委員が中島委員に、林下委員が山口委員に、それぞれ交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽、共産党の順といたします。

自民党。

○上野委員

◎合同墓と万霊塔について

初めに、合同墓について質問をさせていただきたいと思います。

昨年10月から最上墓地で合同墓が供用開始となっておりますが、これまでの合同墓の利用状況について、まずお聞かせください。

○（生活環境）戸籍住民課長

合同墓の利用申請と埋蔵数について報告をさせていただきたいと思います。

委員からもお話がありましたとおり、平成24年10月から供用開始となっております。

まず、24年度ということで、24年10月から25年3月までの数ですが、申請の数が72件ございました。このうち、1件は取下げとなっております。埋蔵数は144体となっております。

続いて、新年度25年度になってから4月、5月の数字ということでお知らせいたしますが、申請数は29件、うち1件が取下げとなっております。埋蔵数は71体という形になっております。

○上野委員

合計しますと256体が今、合同墓におさまっている状況だと思うのですが、この数につきまして市役所側といたしましては、想定の数の中に入っているのか、利用状況は想定より多く来ているのか、その想定に合っているかどうかというところの見解をお聞かせください。

○（生活環境）戸籍住民課長

計画段階では、年間60件ということで申請を受けるという予定としておりました。10月からの部分を見ますと、申請数72件ということですから、おおむね半年なので、それから見ますと件数的にも埋蔵数的にもちょっと多いという印象は持っておりますが、合同墓利用の申請自体が、あらかじめ市民に議会の答弁なりも含めまして周知されていたということがありまして、自宅にあらかじめ保管されていたというケースもありますので、そういう状況も裏にはあったのだろうというふうには思っております。

○上野委員

自宅に保管されていたケース等々があるということでしたが、今、一つ具体例が出ましたけれども、合同墓におさめられている理由には、ほかにどのような例がございますか、言える範囲で結構ですから、お聞かせいただければと思います。

また、現在、これだけの数が入ってございますけれども、市民からこの合同墓に対してどのような、もし意見とか要望とかありましたら、どのような要望が上がっているのか、お聞かせください。

○（生活環境）戸籍住民課長

自宅に保管されていた方以外で、合同墓のほうにおさめられる、申し込まれる方という部分ですけれども、例えば墓地からの改葬です。最近多い例では、中央墓地、皆さん御存じのとおり、結構山の上にありますから、そちらのほうまでは行けないので、合同墓は御承知のとおり道路沿いなので、そちらのほうに移したい、改葬したいという例、また、お寺からの改葬の例というのもございます。

あと、市民からの意見ということでございますけれども、窓口にくられた市民の方の意見としては、これまで経済的な問題からお墓を建てるまでは至らないと、建てることのできないから自宅でもって保管せざるを得なかったという方々で、合同墓ができて、そちらに埋蔵できることになったので大変よかったという意見が窓口で多く聞こえております。また、その中には、おひとり暮らしの方で、そのアパートの大家に、亡くなった際には合同墓への埋蔵というのを希望されて、生前に伝えておられまして、その大家がそれを受けて申請になったという例もあります。

基本的には、合同墓設置の目的に沿った形での利用がなされているのではないかという印象を持っているところ です。

○上野委員

最上墓地には、合同墓のほか、以前から万霊塔という、こちらにも納骨をする場所があるのですが、この万霊塔の昨年10月から現在までの利用状況がもしわかればお示してください。

○（生活環境）戸籍住民課長

万霊塔には、平成23年度にはおさめておりましたけれども、24年度の実績はございません。

○上野委員

この合同墓と万霊塔の考え方に関しまして、いろいろ昨年、有識者の方を集めて二度ほどでしょうか、意見交換会等をされていると思うのですが、昨年の委員会の質問にもありましたけれども、万霊塔のあり方等々、このような課題がまだ残っている部分があると思うのですが、この合同墓のあり方について、今後有識者の方々にいろいろ御意見をいただいたり、あるいは市民の皆様から何か意見をいただくような機会を継続してやっていくような考えはお持ちかどうか、お聞かせください。

○（生活環境）戸籍住民課長

合同墓についての懇談会の方々についてということでもありますけれども、合同墓自体、市民にとってよりよい施設とすることを目指して、申請者の方々の意見なども踏まえて、今後とも改善すべき点があれば検討を行っていくということはこれまでもやってきていることで、考え方自体を変えるところは一切ございません。

今後の意見の部分でございますけれども、皆さんから意見をいただいて、懇談会のメンバーの方々からそれぞれ御意見をいただいて、こういう形で10月から合同墓が供用開始になって、市民の方々から、先ほどお話ししたとおり、大変多くの方々から使われているという実態がございます。そういう中で、御意見等々ありましたら、今後とも、その実績についてメンバーの方々にはお知らせをしていく必要があるのかなと。今は、まだ半年と2か月ほどしかたっておりませんので、最終的に10月スタートですから、10月ぐらい、1年ぐらいの時期前後で何らかの形で、その懇談会のメンバーの方々には、利用の実績、あと市民の意見等々もあわせてお知らせをしていく必要があるのかなというふうには感じておるところではあります。

その方法なのですが、お忙しいメンバーなので、報告ということで一堂に集めるのがいいのか、文書でお知らせするのがいいのか、その方法は今後検討が必要というふうには考えているところであります。

○上野委員

昨年、合同墓をつくるに当たっても、議会の中でもいろいろな意見が出ていますし、さまざまな御意見が出てい るところで、今、供用開始ということで、市民の皆さんのニーズもあるということで、今後、よりよいものを、他

都市からもいろいろ視察も来ているような話も聞いておりますので、ぜひともさまざまな方の御意見をさらに継続的に聞きながら、よりよいものを運営されていかれるよう、ぜひよろしくお願いいたします。

◎フッ化物洗口について

それでは、質問を変え、フッ化物洗口について質問させていただきます。

フッ化物洗口でございますけれども、昨年度で一応、一つ道のほうはめどがついていたと思うのですが、その後も道ではフッ化物洗口にいろいろ取り組んでいるところでございますが、市教委として、このフッ化物洗口について、何度か質問はさせていただいているのですけれども、その後どのような取組をされているのか、状況をお聞かせいただければと思います。

○（教育）学校教育課長

現在、フッ化物洗口につきましては、小樽市内の小・中学校では実施には至っておりませんが、本年 1 月にフッ化物洗口を実施している幼稚園にアンケート調査を実施いたしました。いわゆる年長クラスを対象に実施したのですが、その中で、45 名いるのですけれども、41 名から回答がありまして、現在、フッ化物洗口をしているという子供は 37 名、していないという子供が 4 名という形になっています。

それで、卒園した後に小学校で実施したいかという部分については、実施してほしいという意見が 27 名ということで、回答してくださった保護者の方から割り返すと約 66 パーセントがそういう形で望んでいるというところで、まずはそういった調査を実施したところでございます。

○上野委員

今、調査をしているということで、少し前に進んでいるのかと思うのですが、昨年も申し上げましたけれども、北海道は非常に虫歯が多いということで、道でも強くこれに取り組んでいるところでございます。

ただ、フッ化物洗口については、いろいろその洗口することに対する懸念もやはりありますので、そういう部分、本当にそれが有効であるのかどうなのかということもぜひとも広めていただきたいですし、今後とも取り組んでいたきたいと思っておりますけれども、今後はどのような形で、このフッ化物洗口あるいは歯の健康管理について考えていけるのか、少しお聞かせいただければと思います。

○（教育）学校教育課長

このアンケートの結果の中で、していないという回答が 4 名あったところですが、どういう理由でという部分でいけば、やはりまだ完全に安全性が確立されていないという意見もございました。

そういった中で、そういう安全性を危惧するという声がありますので、今後に向けては、その部分はやはり慎重に進めていかなければならないと思っています。そういうことで、まず、いろいろな情報を収集した中で、安全性についてのことをまず精査するといった中で、これから実施するとしたならば、どういう方向でやっていくのか、例えばモデル校を指定するなどとか、そういったことも考えられますし、その辺も含めて今後、検討していきたいと考えております。

○上野委員

具体的なモデル校等々という話も出ましたけれども、ぜひとも子供の歯の健康、学力だけではなくて、健康管理の面も御配慮いただければと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

◎小樽ジャンクションについて

それでは、次の質問に移らせていただきます。

小樽ジャンクションの件について質問させていただきます。

現在、小樽一余市間の高速道路の工事が着々と進んでいるようでありますけれども、この小樽一余市間の高速道路、この工事全体の用地取得面積の予定と現在の取得状況について、まずお聞かせください。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

まず、事業全体の用地取得面積についてでございますが、NE X C O 東日本にお伺いしたところ、158万8,000平方メートルの予定であると伺っております。

また、現在の取得状況についてでございますが、全体の83パーセント、約132万平方メートル、これを取得しているということでございます。

○上野委員

83パーセントというのは、もうかなり取得が進んでいると思うのですが、ではこの工事に関しまして、この工事の発注済みの割合について、わかる範囲で結構ですので、お聞かせください。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

工事の進捗状況割合についてでございますが、現在までに10本の発注済み工事がございます。そのうち、土木工事が3割、トンネル工事、これが2割、橋梁下部工工事が2割、それから準備工工事が2割、その他でございます、そのような構成になっております。

また、発注済み工事の高速道路本線に対する延長率といたしましては、現在、約6割ということになっております。

○上野委員

これは、大体、そのNE X C O 東日本の今の工事のそもそもの予定に対して、予定どおり進んでいるのか、それとも遅れているのか早いのか、その辺についてお聞かせください。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

NE X C O 東日本からは、今のところ順調に進んでいるということを伺っております。

○上野委員

ということは、当初の予定どおり進んでいると。ということは、平成30年度でしょうか、一応開通のめどという形にたぶんなると思うのですが、小樽市として今、商工会議所を含めて、この小樽ジャンクションに関しまして、ハーフジャンクションではなくてフルジャンクション化を要望しているところですが、これまで、まずどのような活動をされてきたのか、概略で結構ですが、お聞かせいただければと思います。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

平成18年に実際、事業化されまして、そのときに小樽ジャンクションがハーフであるということが判明いたしました。

その後、要望を春、秋に毎年行っているのですが、その中で後志総合開発期成会及び北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会があるのですが、そこで19年以降、18年に事業開始になりまして、それからすぐに要望活動を春、秋に行っております。

また、23年8月には、小樽市、それから小樽市議会、それから小樽商工会議所、この3者連名によりまして、小樽ジャンクションをフルジャンクションにしてほしいということで要望を国等にしております。

それから、今年につきましては、2月に、後志にあります期成会がございまして、しりべしに高速道路を実現する会というところがあるのですが、そこにおきましてまた要望を行っておりまして、その際に商工会議所と一緒に要望に参りまして、そこでも行っております。

また、4月には、小樽市医師会、ここが国に参りまして、同じく小樽ジャンクションのフル化について要望をしております。

○上野委員

いろいろな形で、商工会議所も含めて、非常に強く要望活動をされているのも伺いましたが、これまでさまざまな要望活動をする中で、現在、フルジャンクションという形には至っていないのですが、何らかの少し半歩でも前進するような何かそのニュアンスの違いとか、まだなかなか先が見えない感じなのかどうか、状況をお聞

かせいただければと思います。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

今までも何回も要望しに行っているわけですが、なかなか先が見えない状態ではございます。

ただ、国、それから N E X C O 東日本、本社にも行っているわけですが、北海道支社におきましてはわりと前よりは少しいい回答をいただいております、これはやはり要望するタイミングが問題ではないかということ言われておまして、その時期、つまり高速道路につきましては、事業は平成30年度の完成予定なのですが、これの工事の発注等がはっきりするのがやはり二、三年ぐらい前であろうと、そのときに、現在1,060億円の事業費、事業予定があるのですが、そのうちのどれぐらい残っているか、それによっても変わってくるのではないかと、その時期に強力に要望していくことがいいのではないかというふうに N E X C O 東日本北海道支社からは伺っております。

○上野委員

ということは、二、三年前ということですから、大体平成27年とか、それぐらいでしょうかね。今年が25年ですから、いよいよ山場に差ししかかってきたのかという、そういう印象を受けるわけでありまして、今後、その山に向かってさらにどのようにこの要望活動を含めて、フルジャンクション化に向けての運動を展開されていくのか、そのスケジューリングみたいなものが少しあればお聞かせいただければと思います。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

今後の要望の予定等につきましては、一応8月にまた小樽市、それから小樽市議会、小樽商工会議所、この3者で要望する予定を考えております。

また、そのほか、講演会ですとかシンポジウム等でも、こういったことを強力に皆さんに周知していきたいということも考えておまして、7月、来月には倶知安町におきましてシンポジウムを行うことになっております。

また、そのジャンクションにつきましては、その交通量が増えること、これがフルになるという可能性が出てくるものですから、倶知安一余市間、ここをできるだけ早く事業化し、その交通量を増やす、こういったことが必要になってくると思いますが、その倶知安一余市間につきましては、環境調査が6月ごろ、今月終わる予定と聞いております。そうなりますと、7月に事業化に向けてこちらのほうでも要望といいますか、7、8月の要望についても、倶知安一余市間、そこを強力に要望していきまして、そこを実現し、さらにフルジャンクション化ということについてもつなげていきたいと、そのように考えております。

○上野委員

新幹線の誘致もそうなのですから、やはり地元の盛り上がりというか、強い要請というのも一番支えにというか、突破口というか、そういう力になるということはよく聞くのですけれども、今お話を伺いますと、医師会も今、要望書を出してきたということなのですから、市内の中で、また、この地域の中で、今後、その二、三年の山に向けて市内での盛り上がりとか、あるいはさらなる強い要望を地域から出すような、そのような方向性というものが一つあればお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

繰り返しになってしまうのですけれども、皆さんには一応そういったシンポジウム、講演会等で周知いたしました、フルジャンクションの必要性、こういったものを訴えてまいりたいと、そのように考えております。

○上野委員

まだまだジャンクションに関しましては、業界とかそういうところではそういう要望が出ているのですけれども、なかなかそこまで広く認識されているのか不安な部分もありますので、そのシンポジウム等いろいろな形で大きく広めていただいて、やはり新市立病院も完成することですし、救急搬送の部分あります、物流の部分でも、やはりこのジャンクションについては、ハーフジャンクションの不便さというのはもう、例えば手稲インターチェンジ

もハーフィンターチェンジですけれども、非常に不便な部分がありますので、ぜひともフルジャンクション化を目指してこれからも頑張っていっていただきたいと思いますし、私もいろいろな面で努力をしていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○酒井委員

それでは、私から、大項目 3 点ほど、質問と確認をさせていただきたいと思います。

◎専決処分報告に係る事故再発防止対策について

初めに、専決処分報告ということで、事故報告が 3 件ほど上がってきておりました。

平成 25 年 3 月 13 日に、福祉部の職員が屋根の雪おろしをしている際にガラスの破損をしてしまったということで 1 件、それから 2 件目が 2 月 26 日、生活環境部の公用車車両追突事故、それから 3 件目が 25 年 2 月 22 日に発生しました救急車の車両事故ということで、3 件ほど上がっております。

事故自体も減らしていただきたいというのもそうですが、こういうことがあったときにやはり反省して、次に起こさないように取り組んでいくという姿勢が大事だと思うのです。福祉部の職員が起こした雪おろしの際にガラスの破損ということだったのですが、屋根の雪おろしということで、屋根に上っての作業だったのか、下からおろしたのか、その辺についてまずお知らせいただきたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

屋根の雪おろしをどのような状態でしたかという御質問でございますけれども、屋根に上っての作業ではございませんで、屋根の下にできた雪庇を下からつついたというような状況でございます。

○酒井委員

状況が下からということだったのですが、ざっくり言うと恐らく、単なる不注意だったというふうに思います。この破損事故を起こした後に、この福祉部において何か再発防止の取組などがあったのか、その辺についてお願いいたします。

○（福祉）地域福祉課長

再発防止についてですけれども、今、委員がおっしゃいましたとおり、この事故原因については、職員の不注意以外の何物でもございませんので、こういった事故があったということを受けて課内の職員については、こういった事故に限らず、日々の業務についても緊張感を持って慎重に行うように話をしたところでございます。

○酒井委員

今回の事故については、窓ガラスの破損ということだったのですが、雪も多かったですし、下からつつく場合に、本当に一歩間違えるとけがをする状況にもあるかと思うので十分注意してやっていただきたいというのと、やはり再発防止の取組が一番大事だと思いますので、その辺については今後も取り組んでいただきたいと思います。

それから生活環境部と救急車の車両事故、これは交通事故ということなのですが、こちらについては、この事故の後、各部署でどのような取組をしたのでしょうか。

○（生活環境）廃棄物事業所長

交通事故の再発防止対策ということでございますが、車両の運転につきましては、日ごろから職員には安全運転の徹底に努めるように注意を促しているところではありますが、今回の事故は、バックする際に後方確認が不十分で発生したものでありまして、事故後、事業所の職員に事故の概要や発生原因などを話すとともに、対策として、事故を起こした軽トラックが乗用車と違って後方の死角、見えない範囲が多いことから極力バックを控える、また、やむを得ずバックする際には十分後方を確認する、そしてもし不安な場合だったら車からおりて自分の目で確かめて確認するなどを話しまして、事故対策への意識の共有化を図ったところでございます。

○（消防）警防課長

消防本部における交通事故発生後の交通事故防止対策についてであります。まず交通事故発生直後には全職員に対し、このたびの交通事故の発生と事故内容について周知を行うとともに、警備課長が各出張所を回り、直接交通事故防止について周知徹底を図ったところであります。

また、平成25年2月27日付けで、安全運転管理者名による交通事故防止の徹底についての文書を各出張所へ配信するとともに、各出張所が今回の事故の再発防止策について検討した内容を、3月27日に開催しました安全関係者会議において発表させ、その内容を全出張所にフィードバックし、交通安全対策の一層の強化を図ったところであります。

○酒井委員

ちょっと言葉が悪いですけれども、当たり前のことがなかなかできていないというのが現状ではないのかというふうに思います。

私も運転しますので、いつどこでどういうふうに事故になるかというのは予測が付きませんが、やはり落ちついて運転をしていただきたいのと、それから小樽市全体の職員に向けての何か講習なども開かれているというふうなのですが、その辺について詳しく説明していただけますでしょうか。

○（総務）職員課長

交通事故防止の取組ということなのですが、私から、まず職員に交通事故防止に関して庁達を毎年行っていますので、その関係を説明したいと思います。

毎年、服務規律の保持とともに、交通事故防止ということで庁達を出しております。庁達では、まず4月の部分では、積雪期を終えた後の開放感から、また行楽シーズンを迎えることから注意すると、また12月については、積雪期を迎える、冬型事故が発生しやすくなるということで、公私問わず交通事故を起こさないように注意を促しているところです。

○（財政）契約管財課長

契約管財課では、1年に1度、小樽警察署の交通課の協力を得まして安全運転講習会というものを開いております。回数にしますと1回なのですが、対象が全職員で、公用車を運転する者で業務に支障のない者をということでやっていますので、大変人数が多くなりまして、4回に分けてやっております。

交通安全意識の啓発ということで、中身につきましては、警察の方の説明で、最近の交通事故情勢、道内、全国、小樽、また昨年度行ったものはシートベルトの着用、それとか歩行者事故、正面衝突とかが多い、夕方とかが事故発生率が多いとか、そういうような内容等をビデオなり、そういう説明の中で行っていただきまして、安全運転に対する啓発を高める講習会を行っております。

○酒井委員

小樽市全体でも取組がなされているようなのですが、繰り返しになりますけれども、なかなか当たり前のことが当たり前にできていないというか、ちょっとした不注意が招く事故が多いと思います。

それと、今回の事故報告に関しては、いずれも冬型の事故ではないなというふうに思います。事故を起こしてからこういう取組というのではなくて、やはり事前に運転する方々に向けては、毎朝までとは言いませんが、頻繁に注意を促して、事故ゼロを目指して取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎桂岡住宅について

二つ目に移らせていただきたいと思います。

市営住宅の用途廃止についてなのですが、これは用途廃止について市内でさまざま、何か所があるかと思いますが、桂岡住宅についてお聞きしたいと思います。

まず、桂岡の市営住宅について、何年ごろできて、何世帯ぐらい住めるような状態で、今、何世帯残っているの

かという部分をお示しいただきたいと思います。

○（建設）小林主幹

桂岡住宅につきましては、建設年次が、昭和44年から46年にかけて建設されたものでございます。

管理戸数につきましては118戸、入居世帯が23世帯でございます。

○酒井委員

桂岡住宅も用途廃止ということで進められているかと思うのですが、これまでの進捗状況と今後の取組、それから今まだ住まわれている方々に対しての対応などをお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）小林主幹

平成18年度に、地区内の入居者の方の意向調査を行ってございます。そのときの結果につきましては、同じ住宅内に住みたいという方が約8割おりました。その調査のときは32世帯でございます。その後、今日まで退去される方が9世帯ございました。

今後の対応につきましては、長寿命化計画の中では、前半の計画、最終年度が31年度でございます。この31年度に、管理戸数の半数である59戸を用途廃止の予定でございます。後年度、後半10年間で残り59戸廃止する予定ですので、前半の中で住み替えを御希望の方につきましては、個別に相談に乗っていききたいと、このように考えております。

○酒井委員

これからまた進められるということなのですが、今住まわれている方々の意向も十分に酌んでいただくのと、それとこの後の用途、どういうふうに使っていくのかという部分を含めて検証、検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎上下水道施設更新の進捗状況について

三つ目に入ります。

上下水道の施設について何点か確認をさせていただきたいと思います。

まず、水道施設更新計画ということで、平成30年度まで進められる予定となっておりますが、あわせて下水道施設の更新、それから配水管の更新計画ということで、この三つについて、現在の進捗状況なども含めて報告をお願いしたいと思います。

○（水道）整備推進課長

上下水道施設更新の進捗についてとの御質問でございますけれども、第6次総合計画の成果指標を基にお答えをさせていただきたいと思います。

水道施設更新計画につきましては、平成30年度目標45か所を予定しておりまして、24年度現在、22か所を完了しております。進捗率につきましては、49パーセントとなっております。

次に、下水道施設更新計画につきましては、30年度目標470か所に対しまして、24年度240か所を完了しております。進捗率につきましては、51パーセントとなっております。

次に、配水管更新計画につきましては、30年度264キロメートルを目標値としておりまして、24年度末で252.4キロメートルを完了しておりまして、進捗率としては96パーセントとなっております。

○酒井委員

半分近く、それから相当進んでいる部分とあるようなので、順調に進むと計画どおり進むかと思います。

◎下水処理能力について

この4月に、銭函2丁目で水洗トイレが詰まるがありました。下水処理場の処理能力を上回った雨水だとか、そういうものが入り込んだということなのですが、この4月にあった事件について説明していただけますでしょうか。

○（水道）管路維持課長

4 月 7 日、日曜日なのですが、この日は銭函地区の局地的な大雨でして、小樽市の中心部はそれほど降ってはいなかったという状況で、銭函地区の市民の方から水道局に、トイレの水が流れない、流れづらいという苦情が入りまして、こちらのほうでは全然雨の状況がわからない中で、まずは水道局の職員を銭函地区に向かわせて、報告を受けて、すぐ管路維持課で職員を応急的に呼んで対処したという、現地に向かっていろいろ対処したということなのですが、これに関しましては、下水道の水が、水洗トイレが流れなくて使いづかったということでした。

原因を調べますと、やはり大雨で側溝の水といいますか、雨水と融雪の時期がちょうど重なりまして、そのあふれた水が下水道のマンホール穴、鍵穴があいたふたの種類があるので、その穴から入り込んだりですとか、コンクリートまの公共まのから水が差し込んだという状況で、管の中がいつもより水が多くて使いづかったという状況でございました。

○酒井委員

ということで、雪解けと暖気と雨が重なって、高速道路、それから山間部から非常に雪解け水が流れてきたということでありました。

水道局の皆様には非常に素早く対応していただいて、水洗トイレとかも用意していただいて、本当に感謝を申し上げたいと思うのですが、こういう事件が昨年ぐらいにも、台風の時期だったのでしょうか、大雨が降ったときに同じようなことがありました。すぐこういうことを防いでくれるというのはなかなか難しいと思うのですが、例えば建設部にお願いしたいのは、雨水の側溝が詰まって、そこから水が流れ出しているというのも現実としてありましたので、その辺も市内全体でパトロールなどをしていただきたいというのと、それからこの後、これは要望なので答弁は要りませんが、市内全体、いろいろなところを点検していただいて、やはりトイレが使えないというのが一番住民にとってはせつないというか、特に高齢者にとってみると、そこまで行くこともなかなかできなかったという現状もありますので、そういうことも含めていろいろと御配慮いただきたいというか、こういうことがないように取り組んでいただきたいというか、そういう部分を要望して、質問を終わりたいと思います。答弁は要りませんので、要望としてお願いいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○松田委員

一般質問の中から、御答弁いただいたことについて確認したいことを含め、質問させていただきたいと思います。

◎空き家対策について

最初に、空き家対策についてお聞きいたします。

小樽市における条例制定を含めた空き家対策の今後のスケジュールについてお聞きしましたところ、今年度は、後志の廃屋・空き家対策検討会と並行しながら、さまざまな課題や具体的な事務処理の流れを整理した上で条例の制定に向けた検討を進めていきたいという御答弁だったわけです。さまざまな課題があり、検討項目も多いと思いますけれども、市としてはいつごろをめどとして条例制定を考えているのか、このことについて最初にお聞きしたいと思います。

○（総務）企画政策室安部主幹

ただいま条例制定などのスケジュール、具体的なめどについて御質問がございました。

一般質問での市長答弁の繰り返しになりますが、本市におきましても、そういった検討会の危険度の判断基準などを参考にしながら、引き続き課題の整理を進めます。

それから、今年度は、まず危険な空き家への対応の業務の流れ、フローなどを整理する中で、引き続き条例制定に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

○松田委員

それで、条例制定後、どこの部署が空き家対策を担うのかという私の質問に対して、今おっしゃいましたけれども、危険空き家の調査や改善の指導など、一つの職場では解決できない事案も多く、組織のあり方についても検討していきたいという御答弁でしたけれども、現在、対策の検討にかかわっている部署はどこなのか、そしてその部署がかかわる意味合いも含めて説明していただければと思います。

○（総務）企画政策室安部主幹

ただいま御質問のありました庁内の検討の部署なのですが、現在、空き家対策庁内連絡会議というのを設置しておりまして、まず構成ですけれども、総務部企画政策室が事務局となっております。それから、総務部の防災担当、生活環境部生活安全課、建設部建設指導課、まちづくり推進課、雪対策課、消防本部予防課、以上が構成の部署となっております。

それぞれが参画しています理由につきましては、危険な空き家に対しまして、日常業務の中で常に住民からの情報収集や現地の確認、危険箇所の是正などの指導を現実的に対応を行っている部署から構成されております。。

○松田委員

それで、その庁内の検討会でございますけれども、この検討会の持ち方、それは定期的に行っているのか、それとも事案が起きたときに検討しているのか、また後志の廃屋・空き家対策検討会が開催された後行っているのか、検討会を開催するタイミングについてお聞かせください。

○（総務）企画政策室安部主幹

庁内連絡会議の開催のタイミングにつきましては、随時行っております。今年度も、課題の洗い出しや整理を引き続き行う中で、各関係部における課題の整理の時間ですとか、それから先ほどお話のありました後志の検討会の状況なども情報が入り次第対応しながら、随時開催している状況でございます。

○松田委員

5月24日に、北海道開発局主催で、自治体の担当者向けに空き家対策を促す説明会が札幌市であったとお聞きしております。これには約80人の担当者が参加したとなっておりますけれども、これには小樽市の職員も参加したのか、また、もし参加していたら、その内容についてもお聞かせください。

○（総務）企画政策室安部主幹

北海道開発局による説明会への市からの参加状況ですけれども、まず建設部建築指導課、それからまちづくり推進課、総務部企画政策室からそれぞれ1名ずつ、合計3名参加しております。

説明会の概要につきましては、国土交通省の住宅総合整備課から、全国的な空き家の状況ですとか、今後の推移の見通しなどのほか、条例制定済みの市の事例などを紹介しながら、各市町村での対応の方向性の提案がなされておりました。

それから、後志総合振興局の建設指導課から、後志の廃屋・空き家対策の取組について、モデル条例決定までの各市町村での現状把握、それから検討会の設置や空き家バンクの取組など、今後の規則作成等の予定なども提示されておりました。

○松田委員

内容をお聞きしますと、国土交通省の担当者から、空き家の戸数や傷みぐあいの調査にすぐにでも取り組んでほしいという要請があり、また所有者に解体を求めるなどの検討を求めたというふうにもお聞きしております。

そこで、直近で結構ですので、小樽市の空き家の件数と、そういう倒壊のおそれがある危険家屋と思われる件数、そのうち、持ち主がわかっているもの、わかっていないもの、相続放棄をされているもの、そして危険とわかって

いるが解体費用の捻出が困難なものという形で、小樽市の空き家の状況についてお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室安部主幹

現在の市内の空き家状況についてなのですが、先ほど申しました庁内連絡会議で把握しております危険な空き家につきましては、現在、38件と把握しております。

そのうち、所有者などの連絡先が明らかになっているものにつきましては18件ありまして、引き続き適正な維持・管理に向けて交渉を継続しているところでございます。その所有者が判明しているもののうち、なかなか改善が進まない理由につきまして、先ほど費用負担ですとか相続放棄というようなお話がございましたけれども、そういった面が大きいかと認識しております。

○松田委員

既に条例を制定した地方自治体における成果として、条例制定による市民へのアナウンス効果により、所有者が自主的に解体を行ったところもあるという御答弁もありましたけれども、現在、空き家対策を盛り込んだ条例を制定した自治体は、全国で40を超えていると聞いております。しかしながら、行政代執行まで踏み込んだ条例を制定した自治体は少なく、最終手段である行政代執行を実行したのは、秋田県大仙市というふうに私は記憶しております。

先般行われた廃屋・空き家対策セミナーの講演録を読みますと、その中で意見交換会があったと。その意見交換会の中でパネラーの一人は、条例というのは後からつくるほど精度が高い、また、あるパネラーの方からは、条例は1回つくればそれで終わるわけではなく、いくらでも後に改正すればいいわけで、不備があればどんどん変えていってもいいのではないかなという意見もあったようです。途中で改正することが可能であるならば、要するに条例の制定がなかなか進まないというのは、その行政代執行の部分も含めてどうするかということがあるので遅れているようなニュアンスも、この間、私はとれたのですが、最初からその行政代執行の条文を入れないものをつくって、そこからさらに検討して徐々に踏み込んだ内容に改正していってもいいのではないかと私は思ったのですが、その点についての御見解をお聞かせください。

○（総務）企画政策室安部主幹

今、条例の制定に向けての制定の仕方といいますか、そういったお話がございましたけれども、先ほども申しましたとおり、今年度につきましては、まずはその危険な空き家に対するそういう業務の流れ、スキーム、フロー、そういったものをきちんと整理していきたいと考えております。その中で、条例制定についても検討を進めていくわけなのですが、個々の具体的な規定につきましては、特に行政代執行など強制的な、住民に対して義務を負わせるような規定につきましては、慎重に考えていかなければならないと今考えております。

○松田委員

それで、3月にモデル条例作成後、後志の各自治体は、準備が整ったところからもう条例策定を進めるというふうにありますけれども、後志の各自治体の、このモデル条例を受けてからの動きというのを押さえていたらお聞かせいただければと思います。

○（総務）企画政策室安部主幹

ただいま御質問のありました後志でのモデル条例制定後の各市町村の動きにつきましては、5月末時点で後志総合振興局に確認した状況では、20市町村のうち、策定済みというのがニセコ町、1町でございました。

それから、当市も含めて15市町村につきましては検討中、それから残りの4町村につきましては未定ということでした。

○松田委員

◎商店街空き店舗への休憩所設置について

それで次に、これに関連して1点伺いたいします。

ある高齢者と懇談した折、提案されたことがあります。それは、まちなかの商店街に空き家が目立つと、その空き家を利用して休憩所をつくってもらえないのだろうかという内容のものでした。それは、高齢者がまちへ出て休むところがない、歩き疲れてちょっと休もうと思ってもなかなかその場所がない。シャッターがおりている空き家があるわけですが、そこを利用して、そんなに立派なものでもなくてもいいけれども、パイプ椅子でも置いてジュースの自動販売機でも置いてくれば、そこで一休みもできるし、また、そこに居合わせた人とおしゃべりもできると、ぜひ検討してほしいという、そういう内容のものでした。

都通り商店街、花園銀座商店街などを歩くと、店先にぼつぼつとベンチが置いてありますけれども、これは夏場はいいのですけれども、雨の日だとか冬期間は使えないことになります。それで、こういった要望もあるのですけれども、この点についてどのように御見解があるか、聞かせていただきたいと思います。

○（産業港湾）三船主幹

市内の商店街の空き店舗を休憩所にするという声があるということで、それを実現できないかというお話でありますけれども、確かに市内の商店街には、場所によってその状況には違いがありますけれども、シャッターがおりたままになっているようなお店というのはございます。市としても、空き店舗対策の事業として、そういった部分の活用につきましては、補助などの制度で支援をしているところであります。

そういった空き店舗につきましては、多くの所有者の方は、商店として貸したいという意向があると聞いております。そこを一休みできるような場所にするという場合でも、ちょっと考えてみますと、誰が借りて家賃を払うのか、鍵のあけ閉め、また清掃や管理といった問題なども起きてくると思われます。

また、冬場のお話もありましたけれども、暖房についてどうするのか、火の気の問題などについても生じてくるのかというふうに思います。

しかしながら、委員がおっしゃったように、特に小樽市は高齢者が多いです。そして、寒い冬などは屋内で一休みしたいと、そういうスペースがあるのが理想的だというふうに考えます。また、それによって商店街の集客が図れるのであれば、にぎわいづくりということにつながると思います。

都通りのように、今でもふれあいプラザがありまして、一つの公共的といいますか、コミュニティスペースとして機能しているという商店街もありますけれども、ほかの商店街につきましても、今後とも気軽に休めるスペースが欲しいという声があったということは伝えてまいりたいと思いますし、先ほど申しましたように、集客のための一つの事業として商店街で休憩スペースの設置をしてはどうだろうかというようなことを、機会あるたびに市としても提案をさせていただきたいというふうに考えております。

○松田委員

いろいろ空き店舗を利用することにつきましては、課題があるということもわかりました。その高齢者も本当に切実に訴えていましたので、御検討をよろしくをお願いします。

先ほども述べましたけれども、空き家というのは、時間がたてばたつほど増えるのは目に見えております。課題も山積しているのもわかります。国の支援も必要だと思いますが、まずできることから進めていっていただきたいと思います。では、空き家につきましては、この辺で質問を終わらせていただきます。

◎介護保険について

次に、介護保険について確認させていただきたいと思います。

要支援者の介護保険からの分離案に関連して、平成25年3月末現在の要介護度別認定者数を先にお知らせいただきました。それによると、要支援1、要支援2の人数を押さえていきますと、両方で割合が29.4パーセントになります。

それで、介護認定を受けているからといって、全員が介護サービスを受けているとは限りませんが、もしこの30パーセント弱の方が介護保険から分離された場合の市の財政負担はどのくらいになるのか、試算していただければ

いただきたいと思います。

○（医療保険）介護保険課長

要支援者が介護保険のサービスから切り離されて、市のサービスに移行した場合の財政負担の御質問についてですが、実はまだこれは決まったわけではないので、ある程度仮定という形で押さえておいていただきたいと思いますけれども、平成23年度の介護給付費の全体が、小樽市では約126億円になります。要支援者が利用する介護予防サービスが約5.7億円で、全体の約4.6パーセントに当たります。

松田委員の御質問の要支援者の全体が市のサービスに移行した場合となりますと、やはりこの5.7億円、約4.6パーセントがそれに当たるものではないかなというふうに考えています。

ただし、本年4月の社会保障制度改革国民会議の議論整理を見ますと、要支援者のサービスを切り離した後は、市町村が受皿としてNPOやボランティアを活用してそのサービスを実行しなさいというふうになっておりますので、この4.6億円がそのまま市の財政負担になるとは考えにくいと、そのように考えております。

○松田委員

次に、要支援者が受けられるサービスについてお聞きしたところ、多かったのが訪問介護、これは恐らくヘルパーによる家事援助ではないかなと思いますし、通所介護、これもデイサービスと思われます。ほかにわずかでしたけれども短期入所というサービスがありました。要支援者が受けられるのは居宅サービスではなかったかと思ったのですが、要支援者の方が短期入所を受けられるのはこういったケースがあるのか、そのことについてお聞かせ願いたいと思います。

○（医療保険）介護保険課長

要支援者が受ける短期入所の具体例についてでございますが、いわゆる短期入所、ショートステイというものですけれども、例えば高齢者夫婦がいると仮定して、夫が要支援2、妻が同居で面倒を見ているというケースで、例えば妻が遠方で冠婚葬祭があって二、三日家をあけなくてはいけないと、そのときに夫の面倒を見る人がいないというときに短期入所、いわゆる特別養護老人ホームなどで二、三日ショートステイを利用してということが考えられますので、主な例としましては、そのような例があるというふうに思っております。

○松田委員

次に介護認定についてお聞きしたいと思います。

介護認定の有効期限は、新規及び区分変更は原則6か月、そして更新は原則1年というふうに聞いております。

それで、最初に、介護認定の申請をして、非該当になる方がいると聞きます。申請しても非該当になる件数というのはどのくらいいるのか、最初にお聞かせ願います。

○（医療保険）介護保険課長

平成24年度の要介護認定申請の中で、非該当になった件数は110件となっております。

○松田委員

それで、介護認定というのは、年月を経るごとに大抵は軽度から重度に区分変更になると思いますけれども、逆に重度から軽度に区分変更される方はいるのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

というのは、要介護の人が要支援者になった場合に、先ほど、もし区分変更になり、介護保険から分離になった場合に影響が出てくるのではないかなというふうに感じるものですから、要介護から要支援になる方がどのくらいいるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（医療保険）介護保険課長

今の御質問は、更新申請の際に重度だったものが更新申請をした後に軽度になった方がどの程度いらっしゃるかという御質問と思いますが、平成24年度で更新申請しまして、いわゆる重度だったものが更新して軽度になった方は1,264人おまして、全体の割合としては約13パーセント程度になっております。

○松田委員

その点について関連してお聞きしたいと思いますけれども、介護用品助成制度として紙おむつなどの助成制度がありますけれども、この紙おむつの助成制度は要介護 3 からというふうに聞いております。

ところが、介護度が軽くなって要介護 2 になると、その紙おむつの助成制度が適用しなくなるというケースが出てまいります。介護度が軽くなったとしても、今まで紙おむつをしていた人が使わなくなるということはあまりないと思います。そういった場合、先ほど言ったように、重度から軽度になったとき、そういう影響もあると思いますけれども、これについて、今まで使っていた人についてはそのまま継続して使えるようにするということはできないのかどうか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（医療保険）介護保険課長

介護用品助成については、要介護 3、4、5の方が対象になっておりますので、更新申請で要介護 3の方が仮に要介護 2になったという場合は、そういう取決めの中でやっておりますので、介護用品助成は対象外となります。

これがいいのかどうかは別にしまして、それに対して納得できないという方も中にはいらっしゃいます。そのようなときには、また再度認定を受け直すという方も中にはいらっしゃいますが、区分変更申請というのですけれども、いろいろ役所の中ではそういう取決めでやっているものがありますので、要介護 2になったから事業を継続して受けたいといっても、それは受けることはできません。

○松田委員

それで、それに関連してお聞きいたしますけれども、介護認定変更によって受けられるサービスが受けられなくなったということで不服申立てという、これだけではないと思いますけれども、介護認定に伴う不服申立てというのは、年間どのぐらいあるものなのか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

○（医療保険）介護保険課長

介護認定の結果に対する不服申立てというのは、基本的には北海道の介護保険審査会に不服申立てをする形になりますので、その件数というのは、年間 1 件ないし 2 件程度でございます。

ただし、先ほども言ったように、認定が出て、ちょっと介護度が軽く出たということで、すぐに区分変更申請という形で出される方も中にはいらっしゃいます。その区分変更申請を出された方というのは、年間 490 件ぐらい受け付けております。

○松田委員

それで次に、24 時間対応型サービスの利用が低迷な理由として、介護・看護人の人材確保が必要であるというふうに考えていますということでお聞きしました。

それで、平成 23 年度に、小樽市の介護事業所や介護施設に対して介護従事者の処遇調査を行ったと思いますけれども、今後、このような調査について行う予定があるかどうか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（医療保険）主幹

今、介護従事者処遇の状況の調査の実施予定ということで御質問がありましたが、平成 20 年度に介護保険労働状況調査を実施しまして、その 3 年後の 23 年度に調査項目を増やして、介護従事者処遇状況等調査を実施しました。今回は、また 3 年後の 26 年度に、市内の介護事業所を対象に行う予定であります。

○松田委員

それで、次にお聞きしたいのですが、今後、高齢化に従い認知症の方が増加することが考えられ、今後いろいろな対策が必要に迫られると思いますけれども、中でも特に大変なのが若年性のアルツハイマー等による認知症の方がいらっしゃいます。若年性ですから仕事をしている中でそういう認知症になって離職せざるを得なくなったりだとか、家事などができなくなって家庭が大変になってくると、そういう事例もあります。

というのは、私の近所の方も、やはり御主人が 50 歳代でこのアルツハイマーになりまして本当に大変でした。介

護する何をするといってもだんだん状況が悪くなりまして、だけれども若いからすごく体力があって、おむつ替えが必要だとかといっても暴力を振るったりだとかということで奥さんが骨折をしたりだとか、本当に大変な状況を見ていました。その方は60代を過ぎ、今は、病院に入られたということを聞いております。

小樽市では、この若年性アルツハイマー等による認知症の方がどのくらいいるのか、掌握していたらお聞かせ願いたいと思います。

○（医療保険）介護保険課長

平成24年度に要介護認定申請をした方の調査票から拾った数字でございますが、第2号被保険者の特定疾病を調査したところ、特定疾病が若年性認知症で介護認定を受けた方は12名おります。ただし、これはあくまでも要介護認定申請をした方になりますので、介護認定を受けないで若年性認知症の方というのは、まだ市内にたくさんいるのではないかとこのように考えています。

ただ、介護保険課で把握しているのは、どうしても要介護認定を受けた方しか調べられないものですから、その中では12名というふうになっております。

○松田委員

それで、その方々というのは、もし若年でも在宅生活が困難になったとき、家で見ることができなくなって、施設入所というのは可能なのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

40歳から64歳までの第2号被保険者が介護認定を受けると、いわゆる65歳以上の第1号被保険者と同じようなサービスを受けられますので、要介護1以上になりますと介護施設の入所は可能となります。

ただ、現実的に介護の問題は、施設に限ったわけではないのですけれども、事業所等のサービスも含めて、どうしても高齢者向けのサービスが中心になっていまして、若年者に特化した取扱いをしている事業所というのはなかなか現状の中ではないのではないかとこのように思います。本当にこれは難しい問題で、今の御質問に対しては、介護サービスを受けることは可能ですよという答えにはなるのですが、現実的に、ではどここのどういうサービスが使えます、こういう専門にやっていますという答えにはならないものですから、一応そのような形で御理解していただきたいと思います。

○松田委員

平成12年度からの介護保険制度というのは、できまして今年で13年目になります。

介護保険制度は、一つの自治体だけで解決できるものではありませんけれども、とにかくどちらにしても、いずれは私たちも年齢を経っていくことによって介護サービスを受けなければならないこともあると思います。皆さんが安心して生活できるような介護制度になっていくように努力していただきたいというふうに思います。

◎庁舎内のおむつ替え等スペースの確保について

次に、質問を変えさせていただきます。

庁舎のおむつ替え等スペースの確保についてでございます。

赤ちゃんの駅に関連して質問させていただいた中で、小樽市役所の中におむつ替えのスペースがないということで質問させていただきましたが、市民の方から、庁舎内におむつ替えのスペースがない等の苦情だとか、スペース確保の要望だとかというのは寄せられているかどうか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）総務課長

実際に市民の声等いただいた分につきましては、昨年、たしか1件あったかというふうに思います。

あと、実際にどちらか替える場所はないだろうかというようなことで相談の窓口に来られた件数というのはあるとは思いますが、実際に何件かということまで把握してございません。実際に保健室に案内させていただいた件数は、昨年度、平成24年度で13件ということで把握しておりますので、それ以上の何件かの問い合わせはあ

ったのかというふうには思っております。

○松田委員

スペースの問題ということなのですが、今は折り畳み式のベビーベッドというのもありますし、ベビーキープについても折り畳み式もあります。

分煙ということで、職員の喫煙場所については、プレハブとはいえ確保されております。それなのに、来庁される母親の授乳のスペースやおむつ替えのスペースが全く確保されていないというのは、ただスペースの問題なのかと、私はちょっと納得できない部分があります。

もちろん喫煙場所のように外にプレハブというわけにはいかないとは思いますが、何らかの形でこのおむつ替えのスペースについて確保していただきたいと、検討していただきたいというふうに強調したいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）総務課長

喫煙所との比較ということで出ましたので、私も愛煙家なものですから、プレハブは冬の間も非常に寒い中でもあそこで吸っているということがございます。

ただ、実際、授乳なりおむつ替えということになりますとそういうわけにはいきません。それとやはり見えるところでおむつ替えするというわけにもいかないと思いますので、一定程度のスペースと仕切り板が必要ということになってくると思います。そうしますと、いろいろ庁舎内ということで考えますと、スペースの制約ということはあるのですが、御要望としていただいているのも事実でありますので、検討させていただきたいと、このように思っております。

○松田委員

この点につきましては、私は、2年前から要望していますので、ぜひ検討のほどよろしく願いいたします。

◎成年被後見人の選挙権及び被選挙権回復とその他の権利制限について

最後にもう一点質問させていただきます。

それは、成年後見制度に伴う選挙権が復活されたということで、大変喜ばしいことであります。

小樽市における成年後見制度を利用している方は何人くらいいるのか、最初にお聞かせ願いたいというふうに思います。

○（福祉）地域福祉課長

小樽市内で、成年後見制度を利用されている方の人数でございますけれども、私どもが把握しておりますのは、成年後見センターを利用して後見人がついている方の数でございますけれども、これについては32名ということで押さえております。

○松田委員

それで、先ほど言いました、今回、成年後見制度によって選挙権を失っていた方が選挙権を再び獲得することができたというふうになったと、今度の選挙からそれが適用されるというふうに聞いておりますけれども、選挙権がなかった人で、今回のこの制度によって選挙権を取り戻すことができた人というのは小樽市でどのくらいいますか。

○選挙管理委員会事務局次長

選挙人名簿登録者のうち、今回の法改正で選挙権及び被選挙権を回復する予定の方でございますけれども、193人となっております。

○松田委員

それで、成年後見制度を利用することによって、この選挙権以外に何らかの制限されているものがあるかどうか、この点について最後にお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

成年後見制度を利用することによってどのような制限を受けているかということでございますけれども、成年後見制度は、本人の判断能力がどの程度残っているかによって三つに分類されます。

まず一つ目が後見ということで判断能力がない方、それから保佐ということで判断能力が著しく不十分な方、それから最後に補助ということなのですけれども、判断能力が不十分な方、この三つに分かれます。このうち、何らかの制限を受けるのは後見と保佐でございます。

この後見については、選挙権及び被選挙権の制限ということに今までなっていましたが、これは今回、回復されることになりました。

それから、地位を失うことになります。主なものを申し上げますと、会社の役員、それから医療法人の役員、それから資格が取り消されます。主なものを申し上げますと、医師、弁護士、司法書士、行政書士等でございます。

それから、許可が取り消されます。これも主なものを申し上げますと、高压ガス・火薬類の製造販売の許可、それから薬局開設の許可、これらは後見がつかましたら制限がされる項目になります。

それから、保佐についてでございますけれども、今申し上げましたもののうち、地位を失う会社の役員、医療法人の役員、それから資格が取り消される医師や弁護士、司法書士等、これは保佐がついたら制限される項目になります。

○松田委員

守られるものがあるかわりに権利が失われるものがあるのが成年後見制度です。その中でも、とにかく193名の方が選挙権を取り戻したということは大変に喜ばしいことです。まだまだ制限されているものがありますけれども、復活できる権利があれば、ぜひ復活させるように国に働きかけていただきたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○山口委員

◎北海道国際輸送プラットフォームについて

一般質問では、小樽市の財政の問題から、私のテーマでありますこのまちの活性化、これをどういうふうに進めていくのかということ具体的に議論させていただいておりますが、今回は、今日の北海道新聞の1面にさせていただいたのですけれども、国土交通省北海道開発局が実証事業として行っている小口のコンテナ貨物の輸送、これを一部商社機能を代行することによって道内の中小業者が新たな海外の顧客を獲得する、そういう手助けをしようという事業が、平成23年度に研究会が立ち上げられまして、24年度から実際に進められているということなのです。

この事業について、まず設立の、この事業が立ち上がった経緯、それから目的、どういうふうになっていたのか、御存じであれば説明していただきたいと思います。

○（産業港湾）産業振興課長

この団体の目的と経緯でありますけれども、北海道経済を発展させるためには、やはり海外への物流といいますか、貿易の活性化が必要だという考えの下、特に東アジアとか東南アジアでは北海道ブランドというのはなかなか知名度もありますので、そういったものを利用して輸出を促進しようと、そういったところから始まっております。ただそういう海外との物流をしようと思う場合においては、マーケティングだとか、向こう側の貿易相手、料金回収、あと検疫とか通関だとかのC I Qに関するリスク、そういう国内取引にはないリスクがあって、なかなかそう簡単にいかないのだという背景もあって、そこを解決しようというところで北海道開発局と札幌大学がその研究会を立ち上げる形で、そういうところを解決するために北海道国際輸送プラットフォームを構築しようということです。そのプラットフォームは何をするかといいますと、商社機能、輸送機能、通関機能などをこなせるような組織を立ち

上げて、そういう海外との貿易を促進しようというところで作りました。実際にそういった事業に賛同する企業ということで平成23年度中に募集したところ、ヤマトグループのヤマト運輸株式会社とヤマトホームコンビニエンス株式会社という会社なのですけれども、そこが参画しまして、具体的に24年度から開始されたと。それで、28年度までの5年間を目標に一定程度そういった事業をやっていこうというところで進められている団体でございます。

○山口委員

本会議では私から大分説明をしました、私が詳しく説明すると時間がなくなってしまいますので、具体的なこれまでの事業経過、どういうものが実際にサンプルなどで送られて、どういうものが実際に取引が成立していったのかということについては把握していらっしゃいますか。

○（産業港湾）産業振興課長

この事業、具体の事業は、サンプル品を輸送しようというところと、もう一つはHOP 1 サービスといいまして、定額の小口の提携のものを決まった金額で送ろうというところの事業から成っております。

まず、サンプル品でございますが、香港とシンガポールに平成24年度中に送られておりまして、香港には刺身用の魚関係のものとか、鍋用だとか揚げ用の魚類、あとは、すし関係のものだとか、チーズ、トマトジュース等々、そういったものが送られておりまして、シンガポールにはサンマ、めんたいこなどがサンプル品で送られております。

ただ、そのサンプル品として送られた結果として、これが継続的な商いにつながったかどうかというのはちょっと把握してございません。

○山口委員

サンプル輸送というのは、今お聞きしましたように、香港とシンガポールに送られたわけですね。これから台湾にも送られて、サンプル輸送が始まるというふうに聞いておりますけれども、業者を見ますと、道内、結構広範囲なのです。札幌市が一番多いわけでございますが、例えば白老町とか、当別町とか、苫小牧市、中標津町とか、根室市とか、函館市もありますけれども、小樽・後志圏は全然ないのです。これは何か理由があるのですか。

○（産業港湾）産業振興課長

理由はわかりません。

○山口委員

立ち上げられたときに、いろいろな団体に、オブザーバーで参加していただいてやってみたいなのですが、これには小樽の物産協会とかは入っていないのです。札幌とか、旭川の物産協会などは入っていますよね。輸送業者も、苫小牧北倉港運株式会社が入っていたりするのですけれども、なかなか小樽がこれに当初からかわかってこういうことを推進していこうという、当然そういうふうにお考えになって、私は、物産展などを開いて海外でもやって、予算もつけてやっているのですけれども、なかなかそれが、小樽の業者が継続的に輸出につながっていくことになっていないというふうに聞いております、ワインなどは例外ですけれども。

だから、ある意味で、ブランド的には小樽も、小樽物産展なども国内でもいろいろやられていますし、いわゆる商品力はあると思うのですよ。それを展開して商いにつなげていこうという努力がやはりなかなか官民うまくみ合ってやれていなかったのかというふうに私は印象的に思うのですね。

やはり市内の業者というのは、物すごく中小が多いものですから、日々に追われてなかなかそういうところまで頭が回らないというか、対応できないでいると思うのです。

業界団体も、商工会議所とか、物産協会とか、観光協会とか、中小企業家同友会などと結構業者が集まっている団体があるのですけれども、そういうところの連携、人の連携とか、一定の方向性を持って皆さんまとまってこういうことに取り組んでいこうというふうにやはりならないと、これは進んでいかないと思うのです。

私は、機会あるごとに小樽市の経済のデータを引用して皆さんにお話をするのですけれども、ほとんどが右肩下がりになっているわけです。ですから、財政も大変苦しくなるわけです。せっかく観光でこれだけ人に来ていただいているのに、それがプラスに働いて、ある意味では、このまちが人口減少のことも言われていますし、市税収入の減少も言われていますから、何とかそこに歯止めをかける努力をしなければならないと。それにはやはりそういう産業政策を具体的に進めていかないと、これは結局しぼんでいくだけなのです。

だから、その取り組み方について、やはりもっと積極性を持ってやっていただきたいというふうに思うのですが、当初の取組についてはもうとやかく言いませんが、今後の取組について、どのように市として対応されていくのかをもう一度、本会議でもお聞きしましたけれども、もう少し具体的にお考えのことがあれば、この場でお話をしていただきたいと思います。

○（産業港湾）産業振興課長

先ほど理由はわかりませんとお話ししましたが、私の推測ですが、香港については、我々、東アジア、東南アジア向けの事業というのは、平成16年くらいから民間のアイデアから始まって、行政も取り組んできておりまして、その入り口の国でございました。そういったところで、一定程度、小樽の業者にしてみれば、香港での商談などをやられてきたというそれぞれの感覚があって、この事業については、まずそのサンプル輸送というところについては、向こうのレストランなどが多かったものでございますから、なかなか乗れなかったのではと推測しております。

それで、これからなのですけれども、この事業というのが、サンプル品のほうではなくて、HOP1事業というのが、25年度の事業で言えば、台湾、香港には9,000円プラスサービス手数料、シンガポールには1万5,000円プラスサービス手数料という定額の小口輸送をやられるということで、若干もう少し条件もありますけれども、我々とすれば、これまでのそういう、我々が目指しているのは今回の、先議していただきましたけれども、なるべく大きいロットで東南アジア、東アジアに向けて輸出したいと、そういう販路を拡大したいというところで、ロットを増やしていきたいのだというところでの取組が一つでございます。この小口輸送というのは、そういう取組とマッチするのかというと、なかなか輸送費だけ捉まえば、当然、我々が目指している大口でいくというほうが安く済みます。ただし、これが使えるのかと思うのが、当然、商談をするときなり展示会に行くときにはサンプル品、見本品を持っていったりするわけですから、そういったときにはこういう定額で行けるというところではっきり見積りのしやすさもございますし、この定型の大きさと済む場合であれば、根菜だとか冷凍・冷蔵という条件の中でいろいろな輸送の道を探さなくても、この道がしっかり使えるというところでもあるのかというふうに思っています。

今、一番このHOP1サービスが使えらると思うのが、小樽市内に海外からの観光客が多く来ておりまして、当然、香港、台湾、シンガポールなんかも多く来ております。そういった方がお土産品を買われるということも多くございますので、そういった店での活用というのが十分考えられるのではないかとこのところで、ちょっと前から打合せをしております。この7月12日には、そういった可能性のありそうな事業者に声をかけて、もう少し標準の説明会ではなくて、より具体的な、個別な質疑も増やした中での説明会というか、その質疑応答みたいな会を行って理解を深めていただいて、それぞれの事業者がこういうものを使える可能性の道を探っていきたいというふうに思っております。

○山口委員

私と認識が違うところがあります。そのサンプル輸送については、私はこれが一番重要だと思うのですよ。

なぜかといいますと、基本的には、本議会でも例を挙げましたが、要するに、いわゆる個人の客ではなくて、向こうで飲食店を開いている方々に商材としてサンプルを送るのです。それで、その結果をこのプラットホームで把握していただいて、それをサンプルを送った業者にフィードバックしていただいているわけですね。例えば、価格がこれでは高くて取引が難しいのかなとか、そういう結果についても、ネットで引いても出てきます

よ。

例えば「北海道食材のブランドは、有名なので、低コスト輸送路を構築してほしい」と、今、先ほどの価格で行っているわけですが。例えば「鮮魚、貝類が欲しい」とか「香港側の問い合わせ先が現地であれば教えてほしい。詳しく商談をしたい」とか、「商品知識を持っている北海道の営業者が直接来て、その商品について説明してほしい」とか、そのようなことを詳しく書いているのです。香港ではこういうふうな、今、もっといっぱい書いてありますけれども、シンガポールでも、例えば「大変おいしいですが、レストランよりカフェで提供すべき。珍しいので個人的には気に入った」とか、こういうふうなものを受けて、常取引の商談に結びつけている例もあるということなのです。

ということは、小樽のそういう、商材は、本当に種々雑多ですよ。水を送っているところもあります、サンプルで。米を送っている業者もあるのです。珍味も当然あります。函館なんか、ガゴメ昆布の加工品ですか、そういうものも出ていっているわけです。これが常取引につながったかどうか、これは私も把握しておりません。わかりませんが、これをぜひ小樽の業者にも詳しく、できれば、もう 1 年やられているわけですから、そのいわゆる実績、どの業者がどのような形でサンプルを送られて、その結果どういうふうに、例えば取引につながったとか、つながった場合には、例えばどのぐらいのロット数になったのかとか、そういうことを詳しく調べられて、その具体例を示して、そちらでもできるのではないかという勧め方が必要だと私は思うのです。

特に、これは後志にも伝わっているかと思いますが、例えば中小企業同友会には農業部会もあります。ですから、広く声をかけて、担当者にも来ていただいて、市がある意味では事務局の役割をされて、物産協会も今、本当に物産展などの開拓に大変苦労していますから、そういう中で事務局をやっていただくのは難しいでしょうから、ぜひ市が窓口になって取りまとめをしていただいて、説明会、そういう具体的な例も挙げて周知をしていただきたいというふうに思うのですが、その辺の抱負についていかがですか。産業港湾部長から何かお話があれば、ぜひ。これで、この件は終わりますから。

○（産業港湾）産業振興課長

先ほど言ったのは、決して、私の思いとして HOP 1 サービスが本市の業者としては使えるのではないかと、店先とかでも使えるのではないかとということでお話ししたわけです。7 月に予定している説明会では、サンプル輸送も当然、説明していただきますし、先ほど後志管内と言いましたけれども、同友会にもお話ししようとも、当然、今も案内は来ているのですけれども、そういった中での我々北後志との連携もありますので、そういったことでの声かけも当然していきたいというふうには思っております。それをどう事業者が判断されて活用するのは業者によるということをお話ししたつもりでございます。

その 7 月に予定しているのは、ほかの自治体、自分の自治体で手を挙げてやろうということはないかと思えます。それを我々は、今後、協議会ができたときにはもう一回やるというような話も聞いていますけれども、先行的に本市のリアルな、使えそうな業者をピックアップして声をかけてやるというところでの積極性を買っていただきたいと思っております。

○山口委員

いずれにしても、卸・小売も、特に卸は、この 10 年間で金額的に 3 割も減っているわけです。小売は 26 パーセントぐらい減っているのですけれども、何とか観光で下支えしているというところですよ。

だから、人口の 10 パーセントぐらいの、10 年で 12 パーセントぐらい減っているのですか、それよりははるかに落ち込みが激しいわけですから、これを食いとめる方策の、言ってみるならば、北海道がなかなか商社機能を育てるということをやらなかったものですから、私は、北海道開発局が北海道の商材を海外にも売り込んでいく必要があるのではないかとということで始められたと思うのです。

現に、小口で送る場合は、例えば冷蔵とか冷凍の場合だと 5 万円ぐらいかかったわけですが、これが、シンガポ

ール 1 万 5,000 円、台湾、香港 9,000 円ということです。

これから船が始まるのです、苫小牧港からでしょうけれども。国際 LCL、小口のこういう同じような事業が始まるわけです。これは価格は決まっておりますが、これはある程度まとまったロットのものでも行くわけです。たぶん、価格もそういうところで設定されると思います。こういうことも含めて、本当に情報をまめに集めていただいて、どんなことを聞かれても、特に商業者が心配な点というのは、要するによそでどうやっているのかということまで把握をされて、それも説明していただけるように調べて、ぜひ説明会をやっていただきたいなということをお願いして、これは質問ではありません、お願いをしておきます。この件は、これで終わります。

◎旧国鉄手宮線沿線の整備について

もう一つ質問をします。

旧国鉄手宮線の話と天狗山の話の毎回申し上げるのですけれども、旧国鉄手宮線の話でお聞きます。

今、商工会議所が一生懸命議論をされて、この間、港湾の提言書を市に出されたということで、本会議でもそれについてお話をさせていただきました。

せっかく NPO 法人のまちづくり会社というか、OBM という組織を立ち上げて、今回も事業委託をして、北運河の構想を 1 年かけて議論されて、それをまとめるというふうに聞いております。

ただ、私が心配しておりますのは、議論を重ねていろいろな構想をお考えになったり提言をされたりするのは大変結構かと思いますが、これがやはり具体的な結果につながっていかないと、結局疲れてしまうのです。尻つぼみになっていく可能性があると思います。

私は、やはりまちづくりというのは、官民協働でいかに盛り立てていくかということが非常に重要だと思いますので、そういう意味で、これまで具体的に私が提案申し上げておりますのは、旧国鉄手宮線の整備が今年の秋ぐらいから具体的に始まります。平成 27 年度までには完成するということです。跡地整備はそれでいいのです。

しかし、沿線の再生については、誰がこれを担うのかということが、もう少し具体的に議論されて先が見えてこない、私は良くないのではないかと思います。新たな観光資源を創出するというのが大事なわけですから、小樽の魅力が落ちていく中で。

そういう意味で、国土交通省の空き家再生等推進事業というのを利用して、この事業は民間に働きかけをして、それで市も協力して、これは市は 3 分の 1 出す必要がありますから、民間の 3 分の 1 の負担、国の 3 分の 1 負担でできるわけですから、これをぜひ、例えばまちづくり会社なんかでやっていただくように市から働きかけをしてほしいということを申し上げました。その際、私も個人的に働きかけをしております。市にも、働きかけをしていただいているというふうに聞いております。

ただ、問題は、浅草通りから仲見世通りまでですよね、対象になっているのは。空き家で困っているというか、いわゆる廃屋になっているところです。そこについては、基本的に山側のほうが敷地が高いのです、1 メートルぐらい。取り付けが悪いわけです。だから、手宮線側から入っていくようなスタイルにしないと、あそこの再開発はできないと思いますので、そこの高さを 1 メートル程度、90 センチ程度上げて、いわゆるウッドデッキの遊歩道を新設していただくと。例えば、その空き家再生等推進事業がうまくいけば、やるということになれば、市として、ぜひそれをやっていただくように検討していただきたいと思うのです。その辺についての対応というのはどのようにされるのか、まず伺いをしたいと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

数年前から、山口委員から、旧国鉄手宮線沿線の整備済みの区間ですけれども、廃屋が並んでいるという、その区間についての御提言をいただいております、建設部としても、委員のお考えと同じような考え方を持っております、あの辺の環境整備というのはやはり必要であろうというふうに考えておりますので、まちづくり会社が今、その計画をつくるかどうかはまだわかりませんが、そういう具体的な計画というのでしょうか、ある程度計

画が出てきた段階で、市として協力できることがあれば積極的に協力をしていきたいと、そういうふうと考えてございます。

○山口委員

ありがとうございます。私の個人的ないわゆる構想では、結構細長いのです。いわゆる色内駅の駅舎というのを復元していただきましたけれども、そこから仲見世通りまで約100メートルぐらいあります。敷地は大したことないのですが、細長いのですよね。それを、細長い長屋で木造の3階建てぐらいを考えております。1階は、先ほど申し上げた、木道、ウッドデッキで、1階部分はテナントということです。飲食とか物販なんかを想定していると。2階、3階は、シェアハウスとゲストハウスです。シェアハウスは、市内で、韓国とか中国の方が結構ショップなんかでも働いていますし、小樽商大にも留学生がたくさんいます。そういう方が、ある意味では、いわゆる社宅というか、そんな形でシェアハウスを使っていただくと。彼らは、情報交換というのを非常にすることが必要というか、私も外国に住んでおりましたけれども、情報交換をいろいろしながら生活をしますので、そういう意味では集まっていればいいかと。商大生もそこに住んでいただけると。あの辺は、相場的にはワンルームで5万円ぐらいしておりますが、3万5,000円ぐらいでシェアハウスを借りられるようにしてあげれば、そういう方が住みやすくなるのではないかと。

もう一つは、結構、長期滞在の旅行者がいるのです。雪あかりの路の時期でも、小さな旅館に、我々が名前を知らないような旅館に長く逗留されて、お客さんでいるのです。そういう方々が、ゲストハウスとしてそういうところを利用していただけるようにすると、そういう方々とシェアハウスで暮らしている方とまた交流できるというふうな、そういう場所にすれば、私は大変ユニークだし、話題にもなるし、ニーズもあるのではないかとというふうに思います。

国の補助事業だと、いわゆる事業者の負担も小さいわけですから、十分にそういうふうな、利益を出すということを中心にしているわけではありませんから、そういう低価格で十分にやっていけるのではないかなというふうに思うのです。そういうふうな、OBMが事業として独立して成功したら、私は次々といろいろな事業ができると思います。

◎空き家ファンドについて

時間があるからもう一つ申し上げますと、空き家ファンド、先ほどから空き家の話が出ていますけれども、小樽の空き家の件数が相当あるわけです、危険な空き家だけではなく良好な空き家というのがたくさんあるわけです。そういうものをいかに資源として活用するのかと。活用する場合、誰が活用するのかと。空き家バンクを市も設置されましたけれども、なかなかその利用が進んでおりません。

ですから、私が申し上げるのは、そのまちづくり会社を中心になって、市も協力をして、ある意味では市と協働で、いわゆる空き家をファンド形式でお金を集めて改築をして、二地域居住の方にある意味ではお売りするというような事業、それができるのではないかとということを申し上げたいと思うのです。これはずっと前から申しておりますけれども。その主体として、私は、商工会議所が立ち上げたNPOのOBMがおやりになればいいのかなというふうに思うのです。そういう意味で、もしOBMがそういう事業を立ち上げられた場合には、市として、例えばホームページで募集する際にも、市のホームページをお貸し願うと言ったらおかしいけれども、市からも周知をするような事業でなければとうまくいけませんから、そういう協力の仕方等も含めてできるのかどうか。これは仮定の話ですから、なかなかお答えが、どなたがされるかわかりませんが、それをお聞きたいと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

空き家ファンドが立ち上がった場合の市の協力ということですが、市としても、まだ具体的なものがわかりませんので、ちょっとどのように協力できるか、協力できる範囲がどこなのかというのを今後もう少し勉強していく必要があると思いますけれども、市もできる範囲の中で協力はしてまいりたいと、そういうふうには考えて

ございます。

○山口委員

空き家ファンドについては、何度もお話をしているので、たぶん皆さん御存じだと思いますが、いずれにしても官民協働でやれるそういう母体がせっかくできたということですので、ぜひ市も積極的に働きかけをしていただいて、そういう新たな事業の立ち上げに協力をしていただきたいということを申し上げて、私の質問は終わります。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 53 分

再開 午後 3 時 13 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

一新小樽。

○安斎委員

◎小樽産ウニについて

まず、小樽の沿岸でとれるウニの件ですけれども、今年は大雪とか気温が低かったということで、なかなか身が大きくなり、芳しくないという情報を得ています。市内のすし屋とかいろいろな飲食店でも、ウニの身があまりよくないからということで、ほかの地区のウニを入れているというようなお話も聞いておりますので、今回このウニの身があまりよくないということに関してどういう現状認識をされているのか、その要因についてもし調べられているのであれば、お聞かせいただきたいと思います。

○（産業港湾）水産課長

初めに、今年のウニの解禁日ですけれども、5月12日からになっております。

それで、まず量で、昨年と同月、5月の約2週間ですけれども、それと比較しますと約半分になっております。要因的なものを説明しますと、今、安斎委員からもお話がありましたとおり、今年は雪解けが遅かったということで、海に雪解けの水が流れ込んでいまして、ちょっと濁っている状況でなかなか漁ができないという点、もう一点は、やはり2月、3月に低気圧の影響で結構しけていまして、それで結構ウニが流されているのではないかなというような話を聞いております。まずこれが、今年、量的に減っている要因になります。

次に、委員からお話がありました身入りの件ですけれども、やはりよく言われているのが、昆布を食べているウニはおいしいと言われているのですが、小樽だけではありませんけれども、実は北海道の漁業を行っているところは、いそ焼けの関係でなかなか昆布等が生えてきていないと。そういった中で、やはりウニの餌がなくなっていると。そういったこともあって、要は身入りが悪くなっているのではないかと。

昆布につきましては、冬近くに胞子がついて春先に大きくなったものをウニが食べて、それが大きくなって味がおいしくなるのですけれども、昆布の胞子がついて芽の段階でウニが食べてしまうと。そういったことで、春先の本来食べてほしい時期にその昆布がなくなっていると、そういった要因になっているというふうには聞いております。

○安斎委員

私のほうにも、3月のしけでナマコやウニが大量に、流されたというよりも死んだというふうには話は聞いていたのですけれども、その点はこれから情報収集したいと思っているのですが、昆布についてもほかの漁協とかでは昆

布を大事にするということで、あまり収穫を多くしなかったり、あと根っこからとらないようにしていたりという状況もあります。

ただ、小樽の場合は、結構ホソメコンブを収穫していて、根っこからとるという方々もいるというふうに聞いているのですが、その辺はもし御存じであれば、どういう状況なのかお聞かせいただけますか。

○（産業港湾）水産課長

今のことにに関して、私もまだ把握していないので答弁はできないのですが、ただ、先ほど言いましたように、やはり昆布が一つのキーワードになっているのではないかと。そういったこともありまして、これまでも市の事業としまして、忍路漁港のところで石灰層の剥離を、市として平成23年度、24年度、そして漁協の事業として22年度にも、こういうふうに3か年で試験的な部分で実施はしております。

ただ、なかなか要は岩盤にそういうふうに石灰層がついていることで昆布ができないということで、そもそもまず石灰層をとるということも一つの取組、その次に、先ほど言いましたように要は昆布を芽が出た時点で食べられないような形に、もっと成育してから食べてもらうような、そういった取組として、23年度に市の事業として、市が補助して漁協の青年部でスポアバッグの投入、要は昆布を袋で囲いながら成長するまで守るような、そしてその袋が自然に溶けていくような、そういった取組を実施しております。

ただ、今後そういった取組を見ながら、どういった効果があるものかということのも調査研究が必要ではないかというふうに考えております。

○安斎委員

小樽産ウニといえば全国的に結構有名で、仕入れもあつたりとか、小樽で回るのとは別に市外用の競りはもっと早くにやって、早い段階で輸送するようにやったりとかしていますので、小樽というブランドがあるので、小樽産ウニといえばかなり全国からも話題にはなっているのですが、最近ではそういった状況もありまして、ほかのまちのウニのほうがおいしいとか、そういう話になってきてしまっていますから、やはり小樽は海のまちでありますので、このウニをはじめ、水産業の部分も何とか小樽市で支援していただきたいと思っていますところでは。

漁協の協力とか、そういった部分でもあると思うのですが、いわゆるウニだというふうに町で押しているところでは、今言った取組や清掃活動だったり、いそ焼け防止など、いろいろ活動されているということもありますので、ぜひ漁協や青年部の漁師たちなどを含めて、今後、市でやることなのか道でやることなのか、私もわかりませんが、道でやるということであれば道にも要請して、しっかりしていったほしいと思うのですが、これは要望なのですが、最後に一言いただければと思います。

○（産業港湾）水産課長

実は今年、水産庁で新しい事業メニューが創設されております。我々としみしても、そういった事業を活用しながら、漁協とか漁業者とも連携を図りながら、できる範囲だとは思いますが、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○安斎委員

ぜひそういったことで、支援していただければと思います。

◎自治基本条例の情報の共有について

次に、自治基本条例について伺います。

議案も出ていない中で質問すると、事前審査等に当たるといことなので、この前お示しいただいた策定委員会提言の比較と原案の概要等についての中身については質問いたしません、今後の一番目玉であるこの自治基本条例の情報の共有ということに関して質問していきたいと思っています。

初めに、市長の公約にもなっていましたので、この自治基本条例制定に至る経緯とその思いなどをお示しいただきたいと思っています。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

安斎委員から今、条例に寄せる思いといいますか、経過の部分の御質問だったかと思います。

今回のこの自治基本条例なのですけれども、制定の意義といいますか、現状といたしまして地方分権の流れ、こちらが加速する中で、これから自治体自身が地域の実情に合った政策をみずから決定してみずから責任を持って経営していく能力というのが求められております。そのためには、まちづくりを進めるための基本的な考え方、それから市民、それから議会、それから行政、三者がそれぞれの役割ですとか市民参加の仕組み、こちらを定めることというのが非常に重要となってくるということで条例制定という運びで今進んでいるところでございます。

○安斎委員

ニセコ町をはじめ各都市でも条例を制定しているところですが、やはり一番問題になっているのは、条例を制定してどうなのだと、もともとやっているものではないかと、やったからどうなったのだと、結果を求める声に対してやはり条例があることでどう変わったか見えないというのが課題だと思っています。

私も議会側のこの勉強会のメンバーで、策定委員長をお迎えしていろいろな講演などで勉強させていただいた中で、この自治基本条例については、そもそもこれでルール化して何かどうするというものではなくて、策定段階の間でいろいろな市民の方を交えて、そこでいろいろな小樽のことを勉強して、そしてつくっていく過程が大事なのだと。そして、つくった後に5年後、5年ないし、いろいろな隔年でそれを調査研究なりして検証していくという、そのプロセスが大事だというふうに勉強してまいりました。ですので、それがやはり勉強すればわかるのですけれども、勉強しない人たちにはなかなか、できたからでは何か変わるのだというような思いになってしまうというところがありまして、その部分をしっかり情報共有するというのが一番重要であり、課題だと思っています。

この原案の中にも、情報の共有という項目がありましたので、現在パブリックコメントを実施中ではありますけれども、今後、議案として出す前に、パブリックコメントがあって、議案を出して、その後制定していろいろ進んでいくと思うのですけれども、その過程の中でどのように情報共有をしていくのかをまずお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

自治基本条例の情報の共有といいますか、今後の制定後の市民へ向けての周知という部分を含んでのお話だと思うのですけれども、これまで条例制定前から自治基本条例とはどういうものかというのは、広報おたるで何度か掲載をさせていただいております。その中で、経過ですとか考え方、それからこの条例というのとはどういうものなのかということを策定委員のインタビューなども交えながら、市民の皆さんにはお知らせしてきたところでございます。

今後、自治基本条例が制定という形になりましたら、当然、安斎委員がおっしゃるように、さらに市民周知は考えていかなければいけないと思います。

どういう方法が考えられるか今の時点ですけれども、今申し上げましたとおり広報おたるの部分がまず1点ございますし、それからホームページ、もちろんこういったものは当然活用していきたいと思います。それからあと、制定の経過の中でも行っているのですけれども、フォーラムといいますか、市民の方を交えた説明会というのでしょうか、そういったものもできればやっていきたいと思っておりますし、あとは印刷物なんかも、もし可能であれば市民の皆さんに伝わるような形で整理していきたいと考えております。

○安斎委員

広報おたるやホームページは、これまでもやるということで、私もイメージできていたのですけれども、フォーラムを交えた意見交換とか、新たな印刷物というのは考えていなかったのですが、もしこのフォーラムと印刷物に関して、何か具体的なイメージがあればお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

正直言いまして、まだどういう形でというのは確定しておりません。可能性のあるものということで今お話をさせていただいたのですけれども、一つの手法だけでは恐らく市民浸透というのは無理だと思います。ですから、いろいろな考えられる手法を組み合わせながら、多くの方に理解していただき、身近なものとして感じていただけるように周知は図っていきたいと思っております。

○安斎委員

市民周知として私から少し提案させていただきたいのは、札幌市では若い人にまちづくりに参加してもらおうとか、いろいろなイベントのボランティアを募集したいということで、月 1 回メールマガジンを発行しているのです。私も札幌市民ではないのですが、メールマガジンに登録をして月情報をいただいているのですけれども、ちょっと長いのであまり読まれないかと思うのですが、それは発信の方法だと思ひまして、できれば広報おたるやホームページ、ほかの印刷物とともに、そういったもう少し、情報をただ発信するというよりも提供する、何かもうちょっと身近に手に入りやすいような形でやっていっていただきたいなと思ひておりまして、これは広報広聴課の担当になってしまうかと思うのですが、今後の自治基本条例の制定プロセスの中にもメールマガジンや例えばあと今、自民党とかでLINEとかを使って情報の発信とかされていますので、行政機関はたしか無料だったはずですから、いろいろな媒体を使ってしっかり情報を共有して、市民の方にも小樽市とはこういうふうな思いで行政を運営しているのだとか、市民の方としてもこういうことをやっていかなければいけないのだということを認識していただけるようにしてもらいたいと思ひているのですが、最後に御意見をいただければと思ひます。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

まちづくりのメールマガジンが札幌市で配信されているということで、小樽市ではどう考えるかという御質問だったかと思うのですが、実際のところ小樽市でメールマガジンというものの、公式のもので出ているものは、博物館で一部ございますけれども、市政情報という形で出しているものは今のところございません。当面研究する、検討するという課題で進めてきておりますけれども、札幌市でやられているという実施の状況、どれぐらいの方が登録されているのか押さえてはおりませんけれども、確かにまちづくりに対して興味をお持ちの方に対しては、非常に有効な手段だと思ひます。

一方で、やはりどうしても事前に登録という部分が出てまいりますので、関心のある人は非常に有意義に進められると思ひますけれども、ある意味限られてしまう部分もございます。ですから、私どもとしましては、不特定多数といひますか、いろいろな方に広がっていくという意味で、現在、試行中ですが、フェイスブックなども活用しながら、その有効性を踏まえて詰めていきたいと思ひております。

○安斎委員

いろいろな方法があると思ひますので、研究して進めていってもらいたいと思ひます。

それから、広報おたるの今月号に載っていた「まち育てふれあいトーク」ですか、あれもすごいいい取組だなと思ひておりますので、そういったところも活動していただきたいと思ひます。これは要望で終わります。

◎中学校の部活動への支援体制について

次に、中学校の部活動への支援体制について伺ひます。

私のもとに保護者から御連絡をいただきまして、学校の部活動の中で、教員が部費とか道具とかに関して自腹を切っている状況があると。教員も遠慮しがちなのか、なかなか学校に言えないという状況があるということで、私に、せっかく中学校に入って一番、勉強も大切なのですけれども、子供たちが楽しみなのは部活動ではないかと。そこで、部活動をもう少し有意義にさせるために、部活動のクラブ費を少し設けてもらえないかという御要望だったのですけれども、まず現在、そういった教員とかが自腹を切っていたりとか、あとPTA会費で道具を買っていたりとか、そういったことに関して、もう少し部費を上げてくれないかとか、そういったお話があるのかないのか。

あるならば、こういったものに対して要望されているのかをお聞かせいただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（教育）総務管理課長

現在の部活動に対する支援の関係で、PTA会費などからも出していただいたりですとか、保護者に出していただいたりだとか、そういった状況については把握しております。

部活動に関する例えば消耗品、ボールですとかそういったものの購入に関しましては、学校の配当予算の中で1校当たり幾ら、又は生徒1人当たり幾らという算定を足し込んだ額を配分してございます。各学校では、その配分された予算を各部活動の人数や活動状況を勘案して振り分けておりますけれども、その中でやはり足りない部分というのはどうしても出てくる、部活動が活発であればあるほど出てくると思います。その中では、保護者に負担していただいたりという状況は把握してございます。

○安斎委員

サッカーボールが足りなくなって買っていたりとか、陸上の大会のときには教員の私物のテントを使っていたりとか、そういった教員もすごいやる気があるいろいろなと協力してくれていることはいるのですけれども、やはりそういったマンパワーというのは何年も続いていると続かなくなってきたりしますので、今後、学校再編で子供たちが一つの学校に集中して、それでもう少し部費も確保できるかと思うのですけれども、そういったお話もいただいておりますので、新年度に向けて何かそういった情報をもらうような体制をつくっていただきたいと思いますのですが、いかがですか。

○（教育）総務管理課長

今、改めて委員からそういうお話をいただきましたので、新年度は予算要望に当たっているいろいろなところからお話は伺います。各学校には、十分にそれぞれの部活動の状況を再度よく把握して、やりくりをしていただくように伝えたいと思いますし、また、そういった状況を要望の中でも一度お話しいただければというふうに思っております。

○安斎委員

ぜひお願いいたします。部費ばかりが重要ではなくて、やはり優先順位もあると思いますし、子供たちの勉強に使うものをやはり優先しなければいけないときもありますので、そういった優先順位をつけながら、ぜひ少しでも多くの子供たちにいろいろな機会をつくってあげられるようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎旭展望台について

最後に旭展望台について質問させていただきます。

まず、旭展望台の設置の経緯についてお聞かせいただきたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

旭展望台の設置の経緯でございますけれども、旭展望台の一帯は、昭和29年、市が市民の憩いの場の創出、それから木材生産による林業の振興を目的にしまして、30ヘクタールの国有林を国から払下げを受けまして、森林公園として整備を始めたものでございます。そして、眺望のいい箇所に展望所を設置ということは、その整備の一環として進められたものです。

○安斎委員

旭展望台といえば、結構いろいろなロケ地になっていたり、最近では最終兵器彼女という漫画のアニメにも登場したということで、今はどうかかわからないのですけれども、結構若いカップルが見に行ったりとかしてしまして、ただ、ロケ地になったからそこに行くというわけではなくて、あそこの眺望はかなり小樽を俯瞰できるいい場所だと思っています。ただ、残念ながらその展望台が経年劣化をしておりますで、夜行くと真っ暗なところに、通れば

少し明かりはつくのですけれども、ちょっと物騒な状況で、その物騒な状況が好きだというカップルは結構行くの
でしょうけれども、やはりせっかくの夜景が見えるところなのに、なかなかそういった整備がされていないとい
うところで、私にも何か整備をしたらというような声をいただきました。

案内図については、何年か前にたしか更新されてきれいな状況であるというふうに認識しておりますが、やはり
展望台テラスについては目につくなと思っております、現在、観光振興室としてどのように現状認識されてい
るかお聞かせいただきたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

私どもも老朽化していることは十分認識しております。維持・管理につきましては、心ないいたずらもかなりあ
りまして、その最終兵器彼女の映画があったということで、訪れて自分の名前を落書きしていくという方もいま
し、また暗いというのは、実は照明器具が上についていたりしているのですが、それにぶら下がって引っ張って
壊したりする方がいるのです。それから壁、案内板にたばこの火をつけて燃やすとか、そんなこともありまして、
私どももペンキ塗り、それからできる維持・補修ということを行っているところです。

過去にもその整備につきましては、何度か検討されたこともあったということで話は聞いているのですが、やは
り保健保安林に指定されているですとか、鳥獣保護区域になっている、それから財政的な問題もありまして、その
検討のみに終わっているという状況でございます。

○安斎委員

小樽市として、観光対策として回遊性の向上や夜の魅力づくりなどによる時間消費型観光への移行を推進しと
うっておりますので、天狗山もありますけれども、やはり天狗山に行かなくても市街地から 5 分程度で行けるはず
なので、そこをもう少し、夜の回遊性の向上に生かせるスポットと思っておりますので、趣旨が変わるかもしれ
ないのですが、夜の魅力アップづくりの一つとしても、いま一步踏み出して、お金がかかるものですので大変な状況
ではあると思うのですけれども、いま一步踏み出して、もう少し検討をしていただきたいと思うのですが、いか
がでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

今お話のありました天狗山も夜景を見ることができる、それから毛無山展望所もあります。旭展望台もとい
うことでございますけれども、先ほど申しましたように老朽化していますけれども、あれがいいという、例えば映画の
ロケ地になっていまして、あの建物がいいという方も実際にはいらっしゃるところですので、財政的な問題もあり
まして、整備は今のところ難しいということで考えております。

ただ、観光振興室としましても、夜の魅力づくり、それから時間消費型観光の推進という課題がございますので、
現在、歴史的建造物のロマネスクイルミネーション、運河もやっておりますけれども、それから夜に行うイベント
の支援も行っておりますし、ナイトマップも作成いたしました。それから、ライトアップツアーもボランティアの
皆さんにやっていただいておりますので、何とかそういった方向で、ソフトの対応で夜の魅力づくりをやってい
きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○安斎委員

そうなのです。ロケ地になっているということもあって、あれをまた大規模に改修してしまうと、せっかくあそ
この絵とか建物を撮ってくれたり、流してくれた人に対しては、何だ、すっかり変わってしまったのではないかと
いう声もあるというのは重々承知しておりますので、ただ何とか、心ない人たちに対してどういうふうに啓発して
いくかということが問題になると思いますが、その点について少しまた研究を続けていただきたいと思います。

◎小樽kawaiiティーパーティーについて

まだ時間はありますので、次に、いよいよ来週に小樽kawaiiティーパーティーが開かれるということで、
かなりいろいろなところで情報が出回っております、北海道でいうところの北海道新聞のような九州の西日本新

聞でも取り上げられるという、かなりにぎわいが出ていまして、道新でも札幌と小樽の取組ということで紹介されたということもあって、イベントがかなり周知されているというふうに伺っておりますので、もし数字などありましたら、チケットの売行きなどを伺えればなと思うのですが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

小樽kawaiiティーパーティーの御質問をいただきましてありがとうございます。

来週 6 月 29 日に開催ということで、現在、準備を進めておりまして、4 月 30 日からチケットを売り出しまして 80 枚ということで売ったのですけれども、当初は 6 月中ぐらいまで引っ張るかと思いましたが、おかげさまで 5 月 29 日に完売をいたしました。現在もチケットがないかということでお問い合わせをいただいております。

委員のおっしゃるとおり、本当にマスコミの皆さんが注目されておりまして、道新にも、今いらっしゃるけれども、大きく取り上げていただいたり、それから、ネットでもずいぶん載せていただいて、ヤフーニュースにもなって全国にも知れ渡っております。そこで九州の新聞にも取り上げていただいているのではないかと考えております。

今、報道機関からもたくさんお問い合わせをいただいておりますので、やはりテレビにも映ると思いますから、中の整備といいますか、こういったところでお客さんに迷惑をかけないか、それから報道機関の位置、関係者の皆さんの位置ですね、楽しんでいただけるような企画構成ということで考えております。何とか天気にも恵まれてやりたいと思っておりますので、どうぞ応援をよろしくお願いいたします。

○安斎委員

やはりこういう御時世で財政難で、お金を削ったりとか、国の問題で職員給与の削減を提案しなければいけなかったりとか、いろいろ難しい状況ではあるのですけれども、たまにはこういう楽しい話もして話題を集められたらと思っておりますし、たぶんkawaiiティーパーティー、何だそれはとまだ思っている理事者の方も議員の方もいるかと思いますが、たぶん 29 日にイベントをやった時点で相当のものだというふうに認識していただけるかなと思っております。私はあいにく友人の結婚式が入ってしまいまして最初の 1 時間しか見られないのですけれども、ぜひそういった状況を見て、また今後の、市で種まきしていただいたことに関して、どうやって民間がその種を苗にかえて大きな木にしていけるかというところを見ていきたいなと思っておりますので、最後に今回やってその後の展望として、市としてはどう考えられているのかをお聞かせいただいて、質問は終わりたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

やはりこの事業につきましては、市が中心となって現在やっておりますけれども、実行委員会組織でやるということは、この後は、委員がおっしゃるように民間の皆さんにそれをつなげていってもらいたい、そして、民間の皆さんの活性化のために利用していただきたいということで考えておりますので、そのような流れになるように進めてまいりますし、また私どももできる限りの支援をしていきたいということで考えております。

○委員長

一新小樽の質疑を終結し、共産党に移します。

○中島委員

◎放課後児童クラブの待機児童について

それでは、放課後児童クラブの待機児童について、一般質問に続いて質問いたします。

放課後児童クラブには定員があります。これまで定員数を上回る申込みがあったことがそれぞれあったのか。また、あったときの対応について、いなきた児童館、塩谷児童センター、教育委員会、それぞれ答弁を求めます。

○（福祉）子育て支援課長

ただいま御質問がございましたうちで、いなきた児童館及び塩谷児童センターについて答弁させていただきます。

こちらで開設している放課後児童クラブでありますけれども、ここ数年で申し上げますと、平成20年度以降定員を上回る申込みは発生しておりません。そうしたことから、オーバーになった際の対応も生じていないという現況でございます。

○（教育）生涯学習課長

教育委員会所管の放課後児童クラブについてでございますが、一時的に3人程度定員を上回ることがございましたが、対応につきましては、一時的なことあるいは若干名なことから、そのまま受け入れてきたところでございます。

○中島委員

勤労女性センターは、稲穂小学校の放課後児童クラブを受け入れていますけれども、昨年5月1日時点の児童数も39人、定員ちょうどでした。このときの申込数は何人でしたか。定員を超えていたとしたら、その対応はどうしたのかお聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

平成24年度当初の申込者は41人で、定員39人に対して2人のオーバーでございました。家庭事情等を勘案し、数人の保護者に対し、個別に定員オーバーについて説明したところ、2年生の保護者から入会申込みの辞退がありました。また、3年生の保護者から、4月の1週目まででよいので入会させてほしいとの御希望がありました。このため、4月は申込辞退者を除く40人でスタートし、途中で3年生1名が退会し、39人となりました。

○中島委員

稲穂小学校は市内でも人気校だと聞いております。今年度の校区外の編入数も10人でしたが、色内小学校区の子供たちが来ているのかなと思いましたが、内訳を見たら色内小学校区の子供は1人でその他は全市から集まっているということでしたから、こういうことに連動して放課後児童クラブも不足する心配はあったのではないかと思います。これまで勤労女性センターで過去にも定員数を超えて申込みを断る、こういうことはあったのでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

過去5年間では平成20年度に定員を2人オーバーし、申込みをお断りしたことがございます。

○中島委員

それはいつのことか日にちが明らかになりませんが、今のお話では二、三人程度の少ない数だったら弾力的に入れて様子を見るという対応も教育委員会の所管でやっていると。しかし、勤労女性センターでは、弾力的な対応だけではなくて定員外としてお断りをするということもあったと、こういうふうに聞きました。

今回は54人の申込みがあったということで定員が大幅にオーバーになるということで、定員外については受け入れられないということで13人の3年生を待機扱いにしたということです。しかし、私は、放課後児童クラブの目的から見て、定員以外を断る、こういう仕組みでいいのかという点で大変疑問を感じます。

小樽市の事業として、放課後の行き場のない子供たち、両親が仕事をしていたり、さまざまな事情で放課後の居場所がない子供たちに対して、1年生から3年生まで受け入れるという、こういう事業なのです。定員だからあとは見られませんよと、こういう対応でよかったのかということですが、これは今後も定員を超えたときには、もう定員以外は待機にする、こういうことになるのか、全庁的な対策として検討する必要があるのではないかと思います。この点については今回の経験も踏まえて、どういうお考えでしょうか。

○生活環境部長

今回、勤労女性センターで待機扱いが十数人出ましたが、決して初めから待機扱いありきで検討したわけではなくて、また勤労女性センターのみで解決しようとしたわけではございませんで、連絡会議の各部ともいろいろと協議しながら進めていった、この辺につきましては一般質問の再質問等でもお答えしたとおりでございます。

今回を機に、勤労女性センターの対応策につきましては来年度以降も含めまして、一定程度整理ができつつござ

います。また、各所管の児童クラブにつきましても、基本的には待機扱いは出さないという、そういった一定の方向性については確認してございますので、今後も各部連携しながら、そういった事態が生じそうになった場合には、連携して対応していきたいというふうに考えてございます。

○中島委員

今の答弁では、今後は待機扱いは出さないと、希望に対する具体的な対策をしながら受入れを基本にすると、こういうふうに答弁されたと確認してよろしいですか。

○生活環境部長

基本的には、待機扱いは出さないという方向で考えてございます。

○福祉部長

基本的な方向は、今のようでよろしいかと思います。

福祉部所管といたしましては、塩谷小学校の児童を受け入れております塩谷児童センターに放課後児童クラブがございまして、それから、色内小学校の児童を対象として受け入れている放課後児童クラブがいなきた児童館の中にありますけれども、その2か所についてはそれぞれ児童館、それから児童センターとしての利用者の利用というのがございますので、仮に放課後児童クラブへのお申込みが定員を上回った場合に、そういった児童館や児童センターの利用というところとの整理が必要になりますので、そのときの状況を見なければ何とも言えないことがあるのですけれども、恐らく今後も定員を超えたお申込みはないのではないかなというふうに思っておりますので、そういう点では入会できないということはないと思いますので、ただ、どんなときでも絶対大丈夫かという、太鼓判はどうだというふうになりますと、やはりそこはやや難しい点があるのかなと思いますが、事実上入所できない児童は発生しないのではないかなというふうに思っております。

○中島委員

食い違いがあるのではないですか。私は、本来なら市長に答弁いただきたいと、こういうふうに思っていたのですが、皆さんで話し合っかわりの答弁をいたしますと、そういうことでお聞きしました。これは今までなかったからこれからのないだろうというお話と、待機は出さない方向でやると、この二つの答弁では違いがあるのではないですか。最終的な話合いができていないのではないですか。

○福祉部長

今の小樽市で行っております放課後児童クラブですけれども、3部で所管をしているところでございます。3部の窓口は、教育部でやってもらっておりますけれども、今後も基本的に入所できない児童が出ないようにはしていくつもりではおりますけれども、具体的にはやはりこれからも3部で連携して対応していくと。そして、入所できない子供を発生させないように努めていくというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○中島委員

入所できない子供をつくらないように努力していくし、その方向で検討すると、こういうふうに受け止めてよろしいですね。そういう答弁のとおりぜひ実施してほしいと思います。

勤労女性センターの児童クラブは、今年度39人の定員に対して当初54人の申込みがありました。今いろいろ努力をして、その対応策を進めているとおっしゃいましたが、その後辞退者が出たり、待機の間に取りやめになったりいろいろあると聞いていますが、現段階で申込みは何人ですか。

○（生活環境）男女共同参画課長

現在の入会希望者は6人でございます。

○中島委員

3年生で6人ということですね。そうなれば39人に対して実際にはまだ定員オーバーの状態が続くわけですが、結局申込数が減っていくのを待っていた、こういう結果になりますね。定員増で対応できる範囲なのかどうかとい

う判断がありますが、39人でももうびっしりで大変な事態ですから、私は本質的にはやはり、施設整備を検討して、夏休みの間に提供できる施設をつくって、ぎゅうぎゅう詰めも解消して、定員増も受けるというのが本当だと思うのですが、そういう方向の検討あるいは施設整備の検討という点についてはいかがでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

これまで勤労女性等が利用している部屋を改装して、放課後児童クラブを開設することを検討しておりましたが、増設には費用がかかることから、待機している3年生の入会希望を再確認したところ、希望者が少なかったものですから、今年度につきましては既存のクラブの定員オーバーで対応しようと考えているところでございます。

今後は、早めに入会希望調査をするなどし、定員オーバーで対応できないことが想定される場合は、放課後児童クラブの増設を検討していきたいと考えております。

○委員長

夏休みまでの施設はどうですか。

○（生活環境）男女共同参画課長

現在、勤労女性等が使っている部屋しかございませんので、今6人の入会希望者が待機しているのですけれども、定員は1年生が退会して2人あきがあります。今回につきましては、定員オーバーで夏休み前までに受入れをしたいと考えております。

○中島委員

施設そのものは今回は検討するというか、つくるということは考えないで定員オーバーで対応したいというお考えですね、そうですか。ぜひこれは、こういうことを体験して、来年また同じことを繰り返すわけにいかないわけですから、施設整備も含めて早急な検討をお願いしたいと思います。

◎指定管理者制度の雇用実態について

次に、指定管理者制度の雇用実態について質問いたします。

現在、小樽市は22の公的施設で指定管理者制度を導入していますが、そこで働く正規職員、非正規職員の数について資料を出していただいております。この資料のとおり人数的には54人の正規職員、非正規職員が93人、全体で147人ですから、非正規雇用が占める割合が63.3パーセント、6割を超えています。指定管理業務にかかわる労働者ということで、この正規職員と非正規職員の間には当然労働条件や賃金に差がある、そういうふうに思いますが、こういう実態については把握しているでしょうか。

○（財政）契約管財課長

当然正規職員と非正規職員についての賃金の格差はあるということは推測されますが、現実問題、賃金を幾ら払っているかということについては把握しておりません。

○中島委員

この指定管理業務というのは、本来小樽市がやってきた仕事で、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設、こういう位置づけです。この施設を運営するのに指定管理者制度を導入された背景には、やはり民間の発想や創意工夫、知恵、活力、こういうものを入れて、お役所だけ、公務員だけの仕事ではなくて、行政サービスの質を上げようというのが本来の目的だったと、こういうふうに国会答弁で大臣が答弁しているのです。ところが、実際には、価格入札という形で低価格競争になりまして、どんどんこの単価を切り下げることが中心の制度になっているのではないかと、こういうことは本来的な国の指定管理者制度導入の目的ではない、こういうふうに平成22年11月11日の参議院総務委員会の我が党の山下議員の質問に対して、当時の片山善博総務大臣が答えています。こういう立場に立って、この指定管理者制度のあり方というものの、そこで働く皆さんの賃金、労働条件というものをやはり考えていく必要があるのではないかと思います。

そういう点で、知らないとおっしゃっていますが、知る必要があるのではないかと私は思います。そうい

う点で、指定管理者の業務の中には設備の保守点検、清掃、警備など業務の一部を委託する場合がありますが、この再委託を行っている施設というのは22の施設のうちどれぐらいありますか。

○（財政）契約管財課長

再委託の中身、細かいものまで含めると、22の施設で全く外部にそういう細かいものも委託していないというのは3施設ございます。それ以外は何らかの形で第三者に委託業務というものはやっておりますので、19施設が対象になります。

○中島委員

ほとんど再委託しています。再委託については、市と業者との契約の関係で、どういうふうな決め方をしていますか。

○（財政）契約管財課長

小樽市と指定業者の管理に関する協定書の中で第三者による実施という項目ございまして、「指定管理者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない」というのが前段でございます。ただし、「あらかじめ市の承諾を受けた場合は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる」という項目で認めております。

○中島委員

つまり、全部仕事をそのまま再委託はできないけれども、一部はいいと。小樽市にきちんと報告する義務があるということで、小樽市は再委託業務については、それぞれされている中身は把握しているということだと思います。とりわけ清掃業務の再委託が多いのですが、現在、清掃業務の再委託している管理者数と委託先の主なところ、四つですけれども、これを教えてください。

○（財政）契約管財課長

清掃業務を委託している箇所は9か所ございまして、主な委託先は株式会社小樽ビル管理、中央ビルメンテナンス株式会社、協和総合管理株式会社、東京美装北海道株式会社などです。

○中島委員

公共施設の業務ですから、この清掃業務においても最低賃金や雇用条件は法定ルールが遵守される必要があると思います。

本年度、公共工事設計労務単価が平均16.1パーセント引上げになりました。北海道の清掃員への影響については把握していますか。

○（財政）契約管財課長

業務委託に関しましては、各自治体独自の算定方法を行っております。小樽市としましては、北海道の清掃単価というものは把握しておりません。

○中島委員

そうおっしゃいますけれども、私が調べた経過では、実務経験3年未満で労務単価は時給換算で838円、前年度比約10パーセント増です。2年ぶりの引上げで過去5年間で最高額だと、こういう中身になっています。

新聞報道によりますと、清掃業界はデフレで価格競争が非常に激しくて、あるビル管理会社の社長は「市が受注業者に支払う金額のうち、作業員の賃金分は労務単価どころか最低賃金分さえ確保できないケースも多い」、こういうふうに率直に言っているわけです。

小樽市として、公共サービス提供施設における労働者の賃金実態が法定ルールに基づいている、最低賃金がきちんと保たれているかどうか、そういうことを確認する必要があると思いますが、いかがですか。

○（財政）契約管財課長

まず、札幌市のケースで言いますと、業務の労務単価というものは我々調べていますが、基本的にたぶん北海道

も建築保全業務積算基準という国の基準に基づいて各自治体が独自にそれをベースに算定している数字であります。この数字につきましては、あくまで積算における根拠となる数字づくりの指針でありまして、あくまでも支払賃金、労使が労使交渉の中でその金額を支払えという拘束する性質のものではないということはまず前提です。

小樽市におきましては、基本的には労働基準法や最低賃法、その遵守を協定書の中でも明記しまして、そういうものに労働条件は守ってくれというスタンスであります。請負業者に対しまして、労働実態調査というものは現在もしておりません。

○中島委員

労働実態調査をしていないのはわかっているのですけれども、するべきではないかという立場で聞いているのですが、市役所の職員も含めて、正規職員ではない働き方が大変増えているのが今問題になっていると思います。

この指定管理者の仕事も、本来は市役所が直営すべきところをこの指定管理者制度という形で委託しているわけですが、こういう公務労働という、このあり方は本来民間の見本になる、手本になる、模範になるべき労働だと思うのです。そういうところで法違反や生活できない最低賃金を下回るようなことが起きているのであれば問題だということで私たちは指摘しているのですが、この指定管理者制度というのは定期的に更新、3年、5年という形で業者の変更がされます。そういう変更、入札のときに指定管理業務にかかわる職員の労働条件、例えば非正規職員と正規職員の賃金の差を縮めるようにするとか、待遇の均等化を求めるとか、こういうことも含めて公募の入札条件に反映する、そういうことは検討できないものでしょうか。

○（財政）契約管財課長

どこまで踏み込めるのかというのは大変難しいところでございまして、基本的に何回も繰り返すようですが、小樽市の今のスタンスは、賃金関係は労使の関係の当事者により決定されるべきものとまず考えております。されど、全国的にはワーキングプアという問題もありまして、札幌市では、公契約条例の制定を目指しまして、ある程度一定賃金を何とか業者にお願しようという動きもございします。その中でも、札幌市も労使の賃金の中に市が介入していくということは、やはり民間の中でもかなりの反発もあるという問題もありまして、全く検討しないということとは言えないのですが、なかなか難しいものなのですが、研究はしていきたいと思っております。

○中島委員

研究をして、いい方向を模索していただきたいとお願いしておきます。

◎介護予防サービスについて

最後に、介護予防サービスの問題を何点か質問して終わりたいと思います。

先ほど松田委員が質問されて重複するところもありましたので、省いて直接資料にいきます。

介護予防サービス利用者の皆さんが使っているサービスというのを資料にいただきました。全体で幾つあって、主に使われているサービス、そして全体に占める割合ということで、簡単に御報告ください。

○（医療保険）介護保険課長

要支援者が使える介護予防サービスの種類でございしますが、お手元にある資料の中で説明させていただきます。

予防サービスの種類は、訪問介護サービスから一番下の認知症対応型生活介護、いわゆるグループホームまで15種類ありまして、主なサービスとしましては、訪問介護サービス、ホームヘルプサービスになりますが、一番上になります。利用者数全体の要支援者の割合が911人ということで、割合は29.2パーセントとなっております。次に5段階、通所介護、いわゆるデイサービスというものです。利用者数は2,470人で要支援者が697人、28.2パーセント、この二つが大体予防サービスの中心となるサービスというふうになっております。

○中島委員

ただ、37.3パーセントを占める住宅改修がありますね。あと福祉用具購入も28.4パーセントと高い数字ですが、ここら辺についてもかなり活用されているのではないですか。

○（医療保険）介護保険課長

利用者の割合としては数が多いのですが、給付費全体から見ますと、今、私が説明した訪問介護サービスと通所介護サービス、これが多い状況でございます。

今、中島委員が言われた住宅改修と福祉用具購入、これもかなりの数字になっているのですが、この要因としましては、例えば住宅改修ですと手すりですとか段差解消というのが考えられます。逆に言うと、手すりをつけたいために要介護認定をとって要支援になると。それで保険給付を受けるという方も中にはいらっしゃいますので、そういう部分も含めまして37.3パーセント、要支援の部分は含んでいるというような状況でございます。

○中島委員

政府の今の検討課題では、この要支援 1、2 の方々のサービスを介護保険給付から外して、自治体でボランティアやNPOを中心にしてやりなさいということを考えているわけです。そうしますと、ここに書いてある15のサービスは介護保険給付の対象にならないと。そして、自治体が独自にやるなんていうことになると、本当にできるのかという気になるのですが、自治体ごとにやることになれば、自治体の財政力や状況によっては全部の事業ができるのかどうかという問題が起きてきます。そうすると、自治体間格差が広がってくると思います。

とりわけ、財政が大変だとしきりに言っている小樽市がこういうサービスを全部今までどおりできるかという、人数制限をすとか、これはやらないとか、こういうことをどんどん各自治体の判断でやるということになれば、全国一律のサービスということにはならなくなると、そういう心配はありませんか。

○（医療保険）介護保険課長

今言われた、その要支援者の部分を介護サービスから外す、今受けている15種類のサービスを全部自治体でできるのかという御質問ですが、詳細がわからないのでまだ何とも、全部自治体で受けるのかどうかというのものはつきりしておりません。

いろいろな情報を見ますと、通所介護ですとか訪問介護を中心に切り離すという情報もあります。というのは、平成24年度に国が新たに創設した介護予防・日常生活支援総合事業、これがいわゆる通所介護と訪問介護を保険外で受けるサービスでございますので、国は、訪問介護と通所介護を対象にしているのではないかというふうに捉えております。今、中島委員が言われるように、住宅改修を市町村でやれと言っても当然無理な話ですので、この部分というのは今情報の中ではありませんので、市の中でやるやらないという判断はできておりません。

それと、市の財政状況によって地域間格差が生まれるのではないかという御質問ですが、確かに市町村で受ける形になりますので、財政状況も一つの地域間格差の材料とはなりますが、問題は先ほど委員が言ったように、このサービスというのはNPOとかボランティアが中心になって行うサービスですので、市町村にその人材がいるのかというのがまた大きな問題です。介護基盤がきちんとできていて、そういう人材が確保されているところは、市町村におりてきても今と同じようなサービスを提供できるかもしれませんが、小樽市みたいに介護基盤、ボランティア等の地盤がちょっと脆弱という言い方がいいのかどうかは別として、弱いところはこれが市町村におりてきたときに非常に大きな問題になるのではないかなというふうに考えております。

○中島委員

それで、要支援と要介護の関係で言えば、先ほど松田議員も聞いていましたけれども、要支援 1、2 が予防、要介護 1 から介護サービスとなるのです。この違いですね、要支援 2 とその次が要介護 1 です。この要介護 1 と要支援 2 の違いというのは、どういう中身ですか。

○（医療保険）介護保険課長

要介護認定には 7 段階ありまして、軽いほうから要支援 1、2、要介護 1 から 5 という 7 段階があるのですけれども、要介護認定は介護の手間暇を時間に換算する制度です。ですから、例えば七十数項目の質問があつて、例えば歩行ができるとか排尿・排便ができるできない、食事摂取ができるできないというのを時間に換算して要介護度

を決める形になります。

今、中島委員の要支援 2 と要介護 1 の区別ですけれども、実は要支援 2 と要介護 1 というのは同じ時間区分に入っております。32分から50分という同じ時間区分で要支援 2 と要介護 1 があるわけですけれども、要介護 1 に行く方というのは認知症のある方、もう一つは、現在、身体が不安定な方、この 2 項目のどちらかに該当する方が要介護 1 になる方でございます。

○中島委員

そうすると、要介護認定を 1 年に一遍やるときに変わるのですよ。要介護 1 だった人が要支援 2 になる、要支援 2 だった人が要介護 1 になる、ここは極めてそのときの調査の仕方なのです。体調のあり方なのです。ですから、要介護 1 と要支援 2 の間で行き来する方はいるはずですよ。そういうときに、要介護になると、市内の居宅介護支援事業所のケアマネジャーがケアプランを立ててサービスを提供する。要支援の場合には、地域包括支援センターがケアプランを立ててサービスを提供する。ここで分かれているのです。今度は使うサービスも要支援と要介護で変わるわけですから、政府の提案では。高齢者の方が 1 年に一遍の判定ごとに、こっちのサービスに行きなさい、あっちのサービスに行きなさい、こういうことが起き得る可能性があるのですよ。安定したサービス提供を損なう結果になるのではないですか。実際にどのぐらいの方が変化しているかはわかりますか。

○（医療保険）介護保険課長

今の御質問は、要支援 2 から要介護 1 又は要介護 1 から要支援 2 に行き来している人がどのぐらいいるかという御質問だと思いますけれども、済みません、その部分は今日は調べてきておりませんので、後日お知らせしたいと思います。

○中島委員

終わりますけれども、結果的に今、自民党、公明党政権が提案している中身は、こういう高齢者に安定的な介護サービスを分断する、自治体間格差を拡大するこういう中身ですよ。こういう内容を今、政権与党が提案しているわけですから、これに反対する与党の皆さん、ぜひ意見を上げていただきたいと思いますし、小樽市としてもこういうことが今のサービス提供と高齢者介護に本当にプラスになるかという立場で考えて、反対の声も出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。これは医療保険部長に聞きます。

○医療保険部長

中島議員の御心配というか懸念は、私どもも同じというふうにして聞いておりました。確かに財政力もありますし、ボランティアの厚みというのでしょうか、そういうこともありますので、地域差というのはどうしても結果的には出てくる可能性はありますけれども、私どもとしては、やはりそういうことはできるだけなくしたい、本当にゼロになるかどうかはボランティアのこともありますので、結果としてはどうなるかわかりませんが、そういうことはなくしてはいきたいと思います。

ただ、国の事情としても、団塊の世代が 2 年後ぐらいに 65 歳になって、10 年後には 75 歳以上になると。そうすると、今でさえ介護保険の保険料を払っている方でも実際にサービスを受けているのが 6 人に 1 人ぐらいだというふうに言われていますので、その団塊の世代の方が本当に介護になると、保険料がどれだけになるのだと。新聞では大体 5,000 円ぐらいの全国平均が 8,000 円以上になるのではないかという話も聞いていますので、そうすると小樽は今 5,460 円ですから、それよりは、どう見ても上がりそうだというふうになってしまいますので、そういう給付と負担のバランスというのですか、その辺がやはり国も頭を悩ませているところですし、私ども保険者も一番頭の痛いところですよ。その辺は非常に、なかなか平均台みたいに細いところを渡りながら行かなければならないという私ども保険者のその苦しみみたいなものもあるのですけれども、国でもいろいろな手だてみたいなものも考えているようですので、そういうものを含めて、これからの部分については国の動向を踏まえて、いろいろ考えていきたいというふうに考えてございます。

○中島委員

終わりますが、保険料のことを言えばいろいろ言いたいことはいっぱいありますが、はっきり言って介護保険の保険料は、給付サービスの半分、50パーセントを国民負担にしているという異常な仕掛けなのです。このようなものは社会保障と言えない内容が前提にあるわけで、国の負担をきちんと社会保障制度並みにしていけない限りは問題は解決しないと私たちは思っています。

○新谷委員

◎国民健康保険の限度額適用認定証発行に係るワンストップサービスについて

それでは、国民健康保険の限度額適用認定証について、ワンストップサービスの観点からお聞きます。

初めに、ワンストップサービスの目的というのはどういうものでしょうか。

○（総務）職員課長

ワンストップサービスの目的についてですけれども、ワンストップサービスは市の発行する各証明書の申請の受付ですとかその交付、また相談業務を例えば一つのフロアで行うとか一つの窓口で行って、市民、来庁者の利便性を向上させるというのが目的だと思っています。

○新谷委員

そのとおりです。それで、各サービスセンターで乳幼児等医療費受給者証の申請ができることになりまして、ここに至るまではかなりの時間がかかりました。これにずっとかかわってきたわけですが、この経過と各サービスセンターでの取扱いと発行までの手順についてお知らせください。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

まず、乳幼児医療に関する札幌市内での現物給付化のお話だと思いますが、これまでの経過でございますけれども、小樽市では、現在、北海道の医療給付事業に基づきまして、重度心身障害者、ひとり親家庭等、そして乳幼児等の三つの医療助成事業を行っております。このうち重度、それからひとり親家庭につきましては、制度の創設のときから北海道が窓口となりまして道の医師会等と協定を結びまして、受給者は医療機関を受診する際に、医療助成で決められました一定の自己負担額のみを納めるだけでいいという現物給付の方式になっております。しかしながら、乳幼児等につきましては、原則償還払いという位置づけでありまして、各自治体におきまして独自に地元医師会と協定を結びまして、ほかの二つの事業と同様に現物給付の取扱いとなっております。

本市におきましても、小樽市医師会等と協定を結びまして現物給付の方式で実施しております。したがって、協定を結んでいない札幌市内の医療機関を受診した場合には、償還払いの取扱いとなります。こうした中で、以前から札幌市に隣接している銭函地区の住民から、ぜひ札幌市内の医療機関にかかったときにも現物給付の対応をしていただきたいという強い要望がございまして、私どもも他都市の状況等を参考にしながら検討しまして、平成23年4月に札幌市医師会、札幌市歯科医師会、札幌市薬剤師会等と協定を結びまして、23年8月受診分から乳幼児医療の現物給付化を実現して現在に至っているところでございます。

それから、サービスセンターでの取扱い、それから受給者証の発行までの手順でございますけれども、三つのサービスセンターに乳幼児等医療助成の受給申請がございましたら、そちらで申請書を書いていただく、そして申請に必要な添付書類、例えば健康保険証の写しですとか、乳幼児ですから母子手帳の写しですとか、そういったものをそろえまして、担当課である後期高齢・福祉医療課に回していただく。そして担当課におきまして、一番の要件であります所得の関係を調査いたしまして、受給資格があると認めた場合には受給者証を交付していると、そういう手順でございます。

○新谷委員

その各サービスセンターでの申請は、保険証の写しを添えて出すだけでよろしいのですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

今、委員がおっしゃったとおり、申請書とそれから健康保険証や母子手帳の写し、原則そのような書類をそろえていただく、あとは担当課に回していただくということで、通常の場合はそれで済んでおります。

○新谷委員

その回すというのは、本庁に回すということだと思いますが、その後どうするのですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

各サービスセンターで受け付けたものが担当課に回りまして、その書類審査をしまして、受給資格があると認めた場合に、先ほど申しましたとおり、申請者に受給者証を送付しております。

○新谷委員

6 月に「わたしたちの国保」が届きまして、その中に限度額適用認定証又は限度額適用標準負担額減額認定証の説明がここにあります。これを発行してもらうときは、今、一々市役所まで来なければならないのがもう本当に大変な市民が結構いるわけです。足が痛い、体調が悪い、それでここに来るのが大変だということで、この乳幼児等医療費受給者証のように各サービスセンターで申込みできないのか、それをお伺いします。

○（医療保険）国保年金課長

限度額適用認定証の関係でございますけれども、この限度額適用認定証につきましては、全ての方に交付できるというのではなく、70歳未満の方で国保料に滞納がある場合には交付できないこととなっております。また、70歳から74歳で市・道民税が課税世帯の方につきましては、別に高齢受給者証というものを70歳以上の方に交付してございますけれども、これで自己負担限度額が確認できることになっておりますので、限度額適用認定証は交付されないこととなっております。このような交付の可否を、各サービスセンターで判断するのがなかなか難しい状況というのがございまして、現在は本庁だけで受付をしているということでございます。

また、体調が悪いですとか、どうしても本庁まで来られないという御相談があった場合につきましては、これまでも申請書をお送りして返送していただくなど、対応しているところでございます。

○新谷委員

そうしますと、その場合は申込みをどのようにするのですか、電話でいいのですか。

○（医療保険）国保年金課長

そういう御相談がありましたら、基本的には電話をいただくということで考えてございます。

○新谷委員

しかし、そういうことは全然ここには、詳しくは国保年金課にお問い合わせくださいというようなことは書いているけれども、書いていません。それで、今まで郵送で発行したケースはどのぐらいあるのですか。

○（医療保険）国保年金課長

件数としては、こちらで記録してございませんのでわかりません。

○新谷委員

こういうことを知らない市民もいるわけです。先ほどワンストップサービスの目的について聞きましたけれども、おっしゃるとおり本当に一つの窓口で来庁者の利便性を図ると、こういう立場に立って進めていくべきだと思いますし、それから乳幼児等医療費受給者証とはちょっと内容が変わりますけれども、いずれにしても、この場合でも審査をして、そして送付しているわけですから、その審査をこちらでやればいいわけで、そういうことで電話でもいいだろうし、各サービスセンターでも受け付けることはできないのでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

先ほどこの乳幼児の場合は、所得要件を判定して非該当の場合は文書で通知するというので、これで終わりでございますけれども、限度額認定証の場合は交付できないケースがいろいろございまして、その後に例えば滞納が

ある場合などは保険収納課で納付相談をしていただければ、その後すぐに交付しておりますし、また70歳から74歳の非課税世帯の方につきましては、滞納に関係なくお出しできますけれども、その世帯が課税か非課税かという判断ができませんので、その辺、申請書が回ってきた段階で実は課税世帯であって交付できないというケースですとか、申請書を見て画面を確認したところ、所得の申告がないために課税世帯扱いとなっている場合もございます。こういった場合には、申告をしていただければ、非課税世帯扱いとなる場合もございますので、こういった場合は一度役所に来ていただく必要がございますし、こういったケースがさまざまありますので、各サービスセンターでこれを受け付けるということが必ずしも市民サービス向上につながるかどうかという部分で、ちょっとこちらも考える部分がございますので、現状といたしましては、できるだけ本庁に来られない方については柔軟な対応をしているところでございますし、ぜひそういう場合には御相談いただければと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○新谷委員

結局、電話で行けないので申請したいのですけれどもというときにも、本人は滞納していれば受けられない場合もあるということはわからないわけです。結局は、市役所の窓口に行ってくださいという連絡をしなければならぬという点では、同じではないのかなと思うのです。だから、申請を受けて、それで本庁に回ってきて、この人は滞納があるので相談してもらわなければならないというときには、そういう連絡をすればいいだけのことではないのかなと思うのですが、違いますか。

○（医療保険）国保年金課長

各サービスセンターで申請を受けた場合に、何も説明をしないでとりあえず申請を受け付けるということですので、それが翌日か当日かに国保年金課に来たときに、実は出ませんでしたということになりますと、やはりこれはどうしてもトラブルにつながるということもございますし、そういったものをできるだけ私どもとしては避けたいというところでございます。

○新谷委員

どうもかみ合わないのですけれども、どちらにしても滞納がある場合には、特別な事情がない、ある人には認める場合もあると、特別な事情がない場合には出せませんよということは本人に直接通知しなければ、お知らせしなければならぬことなので、その辺がどうしてもできないのかなというふうな思いがあります。

これについてどのようにしたらワンストップサービスでできるのかということも改めて考えていただきたいと思いますし、それから、来られない人のために電話での申込みも可能ですというようなことも、広報でも何でもいいですし、お知らせをしていただきたいと思います。それはどうでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

今、委員が後段でおっしゃいました電話でも受付をするということにつきましては、私ども今実際にやっておりますので、その辺を広報なり機会があれば、皆さんにお知らせをしていきたいと考えてございます。

○新谷委員

◎銭函駅のバリアフリー化について

次に、銭函駅のバリアフリー化についてお聞きます。

銭函連合町会から10年来の要望が出ているというふうに聞いていますし、本年5月から、単体ですけれども、銭函地区の町会からの要望も出ております。市議会にも陳情が寄せられております。

私も6月に、小貫議員と一緒にJR北海道と交渉を行ってきました。昨年の交渉では、銭函駅のバリアフリー化の優先順位は高いと言っていたのですけれども、今年は担当もかわって、少し後退姿勢を感じました。一方で、つい最近でも階段を踏み外して顔や足にけがをしたとかという高齢者が何人もいることを聞いております。

こういう町会の要望の窓口は生活安全課になっているのですけれども、生活安全課として銭函駅の状況とそれか

ら乗降客数、それから銭函地域の交通事情をどう捉えているのかお聞きします。

○（生活環境）生活安全課長

今、新谷委員から、まず銭函駅の乗降客数と銭函地区の交通事情についてということでお問い合わせがありました。

まず、ＪＲ銭函駅の１日の平均乗降客数は、ＪＲ北海道に確認しましたところでは、過去２年の数字なのですが、平成22年で約4,900人、23年で約5,100人、24年はまだ集計できていないというふうに聞いているところでございます。

次に、銭函地区での交通事情をどのように考えるかというお話だったかと思います。銭函地区、現在バス路線とかあるいはＪＲあわせて、まずバス路線では今、北海道中央バスの銭函・桂岡線、桂岡の奥にある銭函浄水場から銭函駅を通してゴルフ場まで行く路線と、小樽・桂岡線、桂岡地区からＪＲ小樽駅まで行く路線、あとそれからジェイ・アール北海道バスの張碓からＪＲ札幌駅まで行く路線がありまして、そのほかに高速バスの見晴の停留所があると。それから札幌間のＪＲがあるという状況になっているというところでございますけれども、基本的にこういう民間交通事業なのではございますけれども、確かに公共交通を担ってもらっているという、そういう公共性という立場があるところですが、その一方におきましては、各事業者とも民間企業ということで、どうしても採算性ということも考えなければならないのかというふうに思っているところでございます。

そうした中で、確かにいろいろと経営もなかなか厳しいところはあるのかもしれませんが、そうした中でも現在の銭函地区における路線は、利用者の利便性を図るということからは利便性が図られている状態かというふうに認識しているところでございます。

○新谷委員

いろいろバスはあるのですが、本数が非常に少ないです。１時間に１本あったジェイ・アール北海道バスも今、小樽－札幌間が１時間に１本もなくなってしまいました。ということで、ＪＲを利用せざるを得ないという状況が地域事情としてあります。

生活安全課は、その町会に対して、市の財政状況を考えながら検討して、引き続きＪＲ北海道と協議していくと回答しておりますが、今までに何をＪＲ北海道と協議してきたのか、その辺をお聞きします。

○（生活環境）生活安全課長

ＪＲ北海道とこれまでどのような話をしてきたかというところでございます。

銭函駅の昇降機、エレベーター、エスカレーターの設定についてということで、これは町会関係なのですが、平成22年から要望が出ていたところでございます。22年、23年、24年ですか、こちらは地区連合町会長と市長と語る会という場で、このバリアフリーの話が要望として出たところでございまして、24年はこのほかに市議会に陳情が銭函地区の住民2,841名の署名をつけて出たところでございます。さらに、今年、25年なのですが、この５月に町会長と市長と語る会という場に銭函の町会から要望が出てきたという、そういうところでございました。

私ども生活安全課では、これらの要望が出るたびにその要望の内容というものをＪＲ北海道にお伝えしまして、回答をこれまでいただいていたというところではあるのですが、既に議会でも何度か答弁はさせてもらっているのですが、現状ではＪＲ北海道に整備計画というのは、銭函駅に関してはないという状況であるというふうには聞いているところでございます。

それで、ＪＲ北海道から、この銭函駅の部分でエレベーター、エスカレーターの設定がなかなか難しい理由として私どもがこれまで聞いているところでは、エレベーター、エスカレーターをつけるその跨線橋の強度とか、あるいは冬期間の凍結とか、そういう問題がひとつやはりあるのではないかということも聞いているところでございます。

また、北海道内におけるもとの基準、旧基準で言うと5,000人以上１日乗降客のある駅でまだ未整備駅があるとい

うことで、そちらのほうを優先して整備をしていかなければならないというふうに、ＪＲ北海道からはこれまで回答を得てきているという状況でございます。

○新谷委員

その5,000人というのは、新しい法律で3,000人に変わりました。昨年行ったときには、優先順位は高いと言っていたのですよ。それで、この前の小貫議員の質問で、窓口は今度はまちづくり推進課にしてくれと言われたということで、まちづくり推進課だということなのですけれども、これまで市が積極的にかかわって整備した駅の一つに、滝川駅があるのですけれども、ここは市がもちろん財政負担もしましたし、基本構想を先に積極的につくりまして、それでバリアフリー化が行われました。

それで、小貫議員の質問ではエレベーター設置の財政負担を出していただきましたけれども、それほどでもないということがわかりましたし、ぜひやはり新しい基本方針の一部改正では、この概要を見ますと重点整備地区における移動等円滑化の意義ということで、市町村が重点地区について作成する基本構想の必要性を強調ということが強調されておりますので、やはり市から積極的に市民のこういう状況を考えて、ＪＲ北海道に働きかけるということをしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

基本方針、バリアフリー新法では、市町村が基本構想を作成することができるというふうにされておりまして、基本構想制度自体は、それぞれ道路ですとか、今、駅舎もありますけれども、駅舎、道路あるいはバスとか、そういういろいろな移動円滑化の基準があるのですが、そのばらばらの基準をまとめるということで、高齢者とか障害者が利用する施設が集中している地区におきまして、そういうものをまとめて面的に一体的にバリアフリー化を図るということが基本構想の目的と必要性ということにされております。

ただ、先ほど生活安全課長も申しましたように、銭函駅につきましてはまだ具体的な計画がございませんので、私どもといたしましては、ＪＲ北海道の具体的な検討を待ちまして、必要であればそういう具体的なものが示された段階で、基本構想の必要性も含めて適切に判断してまいりたいと考えているところでございます。

○新谷委員

終わりますが、同じくバリアフリー化の要望のある南小樽駅は市立病院の開設という大きな名目がありますし、銭函駅はそういう点でちょっと難しい点もあるかもしれませんが、やはり地域事情、こういうものをしっかりと考えて、市が積極的に考えなければ、ＪＲ北海道がいくら2020年度までにバリアフリーをやらなければならないという法律があったとしても、積極的にやるというふうにはならないと思うのです。ですから、市民の生活、それからこういう足ですね、そういう交通事情をしっかりと捉えて、よくしていってもらうということで、もう皆さんは本当に2020年度までは待てない、待ち切れないという声が多いわけですね。ですから、やはり市から積極的に働きかけていくということで、そういう考え方を変えていただきたいと思います。これについて一言聞いて終わります。

○（建設）まちづくり推進課長

繰り返しになりますけれども、やはり駅舎の改築というのはＪＲ北海道が事業主体ということになりますので、ＪＲ北海道の具体的な構想というのでしょうか、計画というのでしょうか、そういうものが出てこないとなかなか市が一方的にという話にもならないと思いますので、その辺は情報交換を密にしまして、適切な時期にＪＲ北海道と協議をしていくと、そういう方向で考えていきたいと思っております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。